

## 第六章

## 天照大御神に對する古代崇信

古代思想及び信仰に見はれたる大御神御神格には諸々の方面あり、其の諸々の方面に應じて錯綜したる趣味構想豊富なる詩的想像の流露せること上に述ぶる所の如し。其御神格は人心靈性の内奥に活ける力として信せらるゝと共に又國民的に崇拜せられ、其崇拜は上古に在りて殊に最も熱烈に見はれたり。左に大御神御神格に對する國民的崇拜の淵源と其の一般精神生活に見はれし熱烈なる崇拜の事實を述べむ。

## 一、日本に於ける大御神崇信の淵源

日本國史の源頭を飾る神話及び傳説史は首尾一貫して統一ある日本の建國經營に關する物語なり。其統治的經營的精神は神代三段の言依として古傳の上に見はる。一を天神の諾冉二尊に下し給へる水穗國修理固成の言依(1)とし、二を伊弉諾尊の天照大御神月讀尊素盞鳴男尊に下し給へる三神分治の言依(2)とし、三を天照大御神の豊葦原御經綸に就きて諸神に下し給へる言依(3)となす。大御神は天神の精神を紹述し給ひ高木神と與に共に力と協はせ豊葦原御經營にいたく神慮を費し給ひし後、遂に天孫瓊瓊杵尊を天降し給ひ建國の祖神として其の鴻圖天業を大成し給へり。其の建國の傳説に伴へる國民的理想大抱負は夙く大御神に捧ぐる延喜式祝詞に表明せられたり。

註(1)一書(紀黑羽本一ノ五オ)

記(古訓本上ノ二ウ)

(2)記(大須實生院本) 一書(紀黑羽本)  
上ノ一三オ (一ノ一九オ)

(3) 此御言依さしは記(古訓本上ノ四八オ)に載せたれども紀には其傳へを缺く。又紀(丹鶴本二ノ一)には天孫降臨の議につきて八十諸神を召し集め給ひたるは高皇產靈尊とあれども今記の文に従ふ。

(1) 辭別。伊勢爾坐。天照大御神能大前爾白久。

皇大御神能見靈志坐。四方國者。

天能壁立極。國能退立限。

青雲能靄極。白雲能向伏限。

青海原者。棹柁不干。舟艫能至留極。

大海原爾舟滿都々氣氏。

自陸往道者。荷緒結堅氏磐根木根履佐久彌氏。馬爪能至留限。長道無間久。立

都々氣氏。

狹國者廣久。峻國者平久。

遠國者。八十綱打掛氏。引寄如事。皇大御神能寄志奉良波。荷前者。皇大御神

能大前爾。如横山打積置氏。殘乎波平聞看——

狹き國は廣く云々又八十綱打掛けて引寄する如くとは「出雲風土記」國引の傳説(2)に其國狹く作りしとして新羅その外の國の餘りを八十綱かけて引寄せし事といへると對比せらるべきものにして以て皇大御神の崇拜に伴へる最も遠大雄壯なるに於て更に明に寶祚及び神鏡に關する二種の大御神詔勅に形はれたり。その天壤無窮の詔勅(3)に云く

(4) 故天照大神乃賜天津彥火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三種寶物——

因勅皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可主之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

(5) 于時天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國者吾子孫可王之

地、皇孫就而治焉、寶祚之隆當與天壤無窮矣。

註(1)祈年祭祀詞(祝詞考天十六ウ参照)

(2)素盞鳴尊四世の孫八束水臣津野命の詔により志羅紀の東南に突出したる所を童女の胸の如く廣く平かなる勦にて切り取りて太綱にて引寄せ縫合せて支豆支(今の杵築)の崎となし此に加志(船を繋ぐ杭)を立てられたるは佐比賣山となり太綱は藺の長濱となりし傳へ出雲風土記國引の條に見えたり。

(3)此詔勅は紀に見えたと記に見えず、紀の中には紀一書に載せたれども紀の本文に載せず。されど一書の文は書紀(西紀七二〇)撰修の當時に古くより傳へ存する異傳を蒐めたるものなれば本文と同様の價值を認むるを得べく、又「古拾」にも之と同様の思想を傳へたるを見れば、此詔勅一定の統治的時世を経過したる後に起り得べき思想をあらはす如くなれども恐らく第八世紀の初頃後人の假托に出でしものならずして、天孫降臨に就て下し給へる高皇產靈尊の神勅(一書北野神庫本〔地〕十九オ参照祝詞考〔天〕十八ウ)と共に古くより傳へたりしものならむ。

此精神は猶ほ後に至りて宇佐八幡の神勅に見はれたり。

(4)一書黒羽本卷二ノ一〇ウ、丹鶴本二ノ一五ウ。

見林本下ノ一三オ、北野神庫本〔地〕一五ウ。

(5)古語拾遺(言餘鈔本二ノ四八オ類從四四六ノ五オ)

此神勅は寶祚國運の永へに窮り無きことを表はす天祖の一大豫言にして神代一片の物語とはなし難し。建國の抱負及び精神は此神勅によりて傳へられ、其神意は世々に實現せらるゝのみならず又國民精神の因つて溢湧する所なれば也。然れども古代は祭政一途にして政事は即ち祭事にして最も重んぜられたり。而してこの統治に關する詔勅に對して謂はゞ祭祀を重んずべき意味を調へ給ひたるものは神鏡に關する御詔勅ならむ。天祖寶鏡を皇孫に授け給ひて此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉(1)と勅り給ひたるによりて之を知るべし。此二種の詔勅は大御神の水穗國御經綸の傳説を承けて、最後に其の叡慮を形はし給ひたる所にし

て、上の事實は即ち大御神の皇祖として日本的に崇信せらるゝ淵源となりしなるべし。

高天原に在りて大御神の下し給へるこの神器及び神勅は地上に於ける其御苗裔を永遠に大御神と結合せしむる要件となれり。天地に關する古代觀念はたゞに上下の觀念によりて代表せらるゝのみならず自ら又尊卑優劣の二元對峙をあらはせり。天は和言を阿麻また阿米と云ふ。神話又は祝詞の中には古代神聖の觀念を傳へんが爲に枕詞とせられしもの多し(2)。之れは天つ神及び國つ神の稱別に於ても一は天を聯想せしめ他は地を聯想せしめ前者は後者よりも優勝の神として考へられたり。この天神の考は歴史時代に入りたる後も神話的寫象に於ける天の觀念(2)と親密に關聯す。是故に歴史的に天神の苗裔たる天皇は心理的には又天の觀念の連續によりて古代天神の觀念を繼承す。是れ天皇の神人として世々精神的に觀せらるゝ所以なるべく、日本の古言に天皇の事を「アキツミカミ」(3)又は「ア

ラヒトカミ」(6)と云ひて尊敬する事實は蓋し如上の消息を傳へたるものならむ(6)。天皇は日の神の御神裔として世々日を尊崇し給ふこと篤く、殊に其の天津日嗣を重んぜさせらるゝは天祖の崇拜を世々に傳へさせ給ふ所以なるべし。日本古言に謂はゆる「ヒツギ」には日嗣及び火繼の二種あり。日と火は言語に於て相通ずるのみならず又相互觀念の聯結ありて恰も日は天上に於ける火の如く火は地上に於ける日の如し。これ古來日と共に又火を崇拜して之を神聖視したる所以の一因たらむ(7)。出雲文明の中に古くより存したる火繼の俗は出雲國造が世繼に際して先づ其家の神火を繼ぐを云ふ(8)此時其諸々分家も亦各々其宗家の神火を繼ぐ。これ其祖先及び家を重んずる精神より出する也。是點に於て火嗣の古俗と平行して朝廷に行はせられたるは天皇の踐祚天つ日嗣也。天つ日嗣は「ヒノワカミコ」(9)即ち世々の天皇が皇祖天神の神意によりて寶祚を踐み給ひ其神勅を永遠に實現し給ふの實と名づく。これ日本に於て古來天つ日嗣の神聖にせらるゝ所

以にして之を冒さんとするは恰も直に日を冒さんとするが如き也。この觀念は國史の中に一貫して絶えず(10)。太陽は善く天つ神日の神の威容を表現するものなれば其の大空に懸る天鏡として始めなく終りなく滾々として盡くる所なき影象は能く國民の心裡に映じて天壤と窮り無き寶祚の威權を標出したる觀あるが如し(11)。その光華麗明珠に朝日の豊榮上りに於ける姿勢の如きは蓋し最も快活光明を喜ぶ民情に適したりしなるべければ古代日本の民族は實にその宗教的理想の表現として日象を尊敬し天つ日嗣の窮り無き信念とその敬仰によりて強められたるものあるを知るべし。是に由りて之を觀れば上古の民は大御神を崇信するによりて天つ日嗣の能く天壤と與に窮りなきを信じ得たりしものといふべく、かくして寶祚の永遠無窮に關する信仰は大御神の崇信と到底切斷すべからざる親密の關係を、其の民心、歴史の上に留めたりしなり。

註(1)『紀』第二一書玉屋本一ノ三六オ北野神庫本地ノ一九ウ。

『記』山田本上ノ五六オ。古訓上ノ五九ウ。

(2)『紀』に天津神籙、天津磐境天磐座、『記』に天津日嗣、天瓊矛といひ、又『祝詞』には天津宮事、『出雲風土記』には天石楯「萬葉」には天驗、天津御門と云へるの類是也。

(3)明ッ御神。

(4)『出雲國造神賀詞』祝詞式(延)の八には明御神止大八島所知食須天皇命、『萬葉』六の雜讚久邇新京歌には明津神吾皇、『紀』(孝德天皇紀)には神明御宇日本天皇、同(天武天皇紀)十二年正月ノ詔 明神御大八洲日本根子天皇『續紀』(文武天皇紀)十一年高天原廣野姬天皇ノ詔 には現御神止大八洲島國所知天皇とあり。

(5)現人神

『紀』廿八年十一月ノ條 には王。日本武尊對之曰吾是現人神之子也、同(雄略天皇紀)四年二月ノ條 には長人對曰現人之神先稱王緯、然後應道。

『續後紀』(仁明天皇紀)嘉祥二年三月ノ條長歌 には、我國之聖乃皇波尊毛御坐加——每皇現人神止成給御坐世云々とあり。

現人神の如何に神聖なるかに就てはマクドナルド其「宗教と神話」に於て下の如く叙せり。日本に於ける皇帝の如きは人神の一例なり——皇帝は最も神聖にして生れながらの法王の如し。彼は其臣民の爲めに自己の身體を慎むこと甚し。——彼は其威嚴と神聖とを破らんことを恐るゝが故に足地を踏むこと無し。(James Macdonald, Religion and myth, p. 21.) 是れ氏はケムベルの『日本歴史』に於て述ぶる所を引きたるものなり。されど氏は同様の例は未開民族の間に多く發見することを得べしとして之を單に阿弗利加若しくは南洋諸蠻族の例と同一視して現人神の尊崇に伴ふ傳說的 Traditionell の性質を閑却したるは外形の比較に止る憾なしとせず。然るにフーゼ氏も亦同様なることを叙して云く。

The Japanese would not allow that the Mikado should expose his sacred person to the open air, and the sun was not thought worthy to shine on his head. (Varenius, descriptio regni Japoniae, p. 11 "Radius solis cavet unquam illustra batur; in apertum aërem non procedebat") Frazer, The Golden Bough, Vol. I. p. 203.

氏も亦日本現人神を以て南米グラナダ Granada. ボゴダ Bogota 又は墨西哥ザポテクス Zapotecs 等の人神と比べたるに止りて未だ十分に現人神を了解せざるものゝ如し。グラント・アレン氏は其著「神觀の發達」第十一章に人神を論じ諸國民族の人神を叙するに詳也。説て云く、日本皇帝は太陽の降生とせられ神をも人をも合せて世界を御むる神とせらる。彼によりて及び彼に就て行はるゝ警戒懈りなし。彼の全生涯の最も微細なる點に至る迄整ひたるは蓋し自然の整齊に合せしめんが爲に然る也 (Grant Allen, The Evolution of the idea of God, p. 237.)

「アラヒトカミ」の稱は凡て天皇のみならず一般神祇の上に用ひらるゝことなきにあらざれども(萬葉の雜天平十年石上乙麻呂卿配ニ土佐國一之時歌參照)。アレン氏の述ぶるが如く現人神たる天皇が神にも人にも奉仕せらるゝの信仰古くよりありしことは事實なり(後文參照)。而して天皇が日神の後苗裔たる事實は其の現人神として神聖視せらるる主要の原因たりしならむ。

(6) 天皇を尊崇するより起る帝號は後には處坐を以て存するもの支那の故實によるもの等あ

れども上古は専ら天つ神との關係を以て稱し、或は直に神を以て稱せり、明つ御神現人神の外に天皇のことを神武天皇紀には「アマツカミノミコ」(天神御子)と云ひ、「記」中卷應神天皇ノ條、吉には天皇のことを「本牟多能比美古」(日之皇子)と云ひ、祝詞新年祭、同野之國主等ノ歌、大赦には「スメミマノミコト」、(皇御孫之命、神后紀に御孫命)「續紀」十五聖には「アマツカミミマノミコト」(阿麻豆可未美麻乃彌已止)、「萬葉」一ノ雜藤原宮には「タカテラスヒノミコ」(高照日之皇子)又は「アマテラスヒワカミコ」(天照日若御子)と見えたり。

(7) Fire-drill, T. A. S. J. Vol. VI, Teil. ii, S. 223.

(8) 出雲國造は新に世を繼がじとする時頸に懸くるに神代より傳へたりてふ火鑽曰火鑽杵の袋を以てし、大庭社に至り神火を繼ぐ故に之を火繼と云へり。

火は古代民族の生活に於て最も尊重せらるゝ所なれど島民の生活に於て殊に著しきものあり。社會の進歩するに従ひて溫暖なる竈は能く家族生活に於ける團樂の中心となるを得べければ、古代の出雲文明中夙に火によりて中心を結び付くる親族間の關係を生じ、同種の親族は共に同一の火を拜するによりて相結合し、以て其種族の勢力をなしたるべ

きは容易に想像することを得べし。然れば宗家の火は祖先を尊び民族及び家を重んずるの念と共に最も神聖視せられ、遂に斯の火繼の俗をなすに至りたるものならむ。

(9) 日若皇子。

(10) 天津日嗣の稱は夙く古事記神代卷大國主神國讓の條に見ゆ。「大國主神」荅白之僕子等ニ神隨白僕之不<sub>レ</sub>違、此葦原中國者隨<sub>レ</sub>命既猷也。唯僕住所者如<sub>ニ</sub>天神御子之天津日嗣所知之登陀流天之御巢<sub>ニ</sub>而於<sub>ニ</sub>底津石根<sub>ニ</sub>宮柱布斗斯理於<sub>ニ</sub>高天原<sub>ニ</sub>氷木多迦斯理而治賜者僕者於<sub>ニ</sub>百不足八十垆手<sub>ニ</sub>隱而持<sub>ノ</sub>五八ウ<sub>古訓本上</sub>天津日嗣のことを外國に對して告白したるは本朝文粹載する所文永七年正月菅長の草したる蒙古への返牒に凡自<sub>ニ</sub>天照皇太神宮耀<sub>ニ</sub>天統<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>日本近皇帝<sub>ニ</sub>受<sub>ニ</sub>日嗣<sub>ニ</sub>聖明所<sub>レ</sub>覃莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>屬<sub>ニ</sub>左廟右稷之靈<sub>ニ</sub>云々とあり。

(11) 因に云。日章に對する此心象は以て能く國旗の由來を説明すべし。日章旗を國旗として國民一般に掲揚することの明に法文に顯はれたるは明治五年の布告なれども日章に對する言語思想は早くより日像鏡、日像幡、日輪、日の丸等に顯はる、(日像鏡日輪等に外國思想の影響あること固よりなるべし。)其輪廓の始めなく終りなく滾々として盡くる所な

き日章は、人目を眩す太陽の威容を標出し、快濶圓滿を表はし形色の眞に掬すべきのみならず、又皇祖天照大神の玉影を聯想せしめ國威の發揚する姿勢を表はすものゝ如し。日神の絶對的威徳に象る日章を以て日本を表彰するに用ひられたるの決して偶然にあらざるを知るべし。

## 二、伊勢神宮の崇拜

日本に於ける大御神崇拜の神聖なる宮として最も代表的なるものは伊勢五十鈴川上なる神宮なり(1)。神宮の崇拜は其宮に於て在天御靈の崇拜せられざるにあらざれども、普通は大御神御靈の其宮に鎮まり坐します觀念によりてす。神路山の森林は鬱蒼たる中に云ふべからざる莊嚴神寂の氣を罩めて永へに鎮まり坐す神の威靈を感せしむる事強く自ら人をして懐古歸敬の念を喚び起さしむ。その神殿は謂はゆる神明造にして最も古風の建築を表はし(2)其清洒たる草葺に鯉木列び千

木高知るに於て殊に能く簡古質樸の様を見るべし。斯の神宮は大御神御陵(3)より發達したるにあらずとして其の宮地を御齋地と選り定められしは大御神御鎮座の神誨に因り其嚴明なる古傳に本づく所にしてこの宮に面すれば太古の風趣偲ぶべきもの自ら多し、その神威冒すべからずして何人と雖も漫りに内に入ることを許されず(4)、諸氏の此處に參拜するものは路次の遠近を問はず海を往く者は水上より其の森を望拜し世々の天皇も亦神宮に向いて之を遙拜するを常とし給へり。此神宮を神聖とする思想は古く神宮の創立當時より最も明にあらはれ日本全土に於ける神道崇拜の神聖なる中心をなし以て政治的中心たる朝廷と緊密に相聯結せり。

註(1)神宮は神宮法例に大神宮の上略とあり、古事記には出雲大社又は石上社をも神宮と記したれども單に神宮と云時は内外二所大神宮の御稱號とするの定め也、されど茲には内宮を指して神宮と云ひ外宮のことを除けり、以下是に倣ふ。



(2) 神宮の創立は日本最古のものと云ふべからず、神宮より古きものに大和大三輪神社、出雲杵築神社あり。

(3) 神宮が大御神の御陵より發達したりといふ説あれども信じ難し。参照 W. G. Aston, *The way of the gods* p. 223.

(4) 老若貴賤を問はず大祭には雜式の服、平日には掃除人の服を着け裏門よりするにあらずれば、古來何人と雖も入るを許されたることなし。

神宮以外大御神崇拜の宮處として尙ほ注意すべきものを其の遙宮(1)とす。是れ遠所なる大御神宮所の意にして其處に於ては大御神の「美加介」を拜す。其の神宮に對する關係は攝社及び末社の神宮に對する關係と異り其處に崇秘せらるゝ神體の神宮と同じきは固より神事祭儀の時期に至るまで一に神宮に準せらる。從つて其宮は内宮に次ぎて尊崇せらるゝ所なり。

註(1) 神宮を「カミミヤ」と云ふに對して遙宮を「トホノミヤ」と云へり。『皇太神宮儀式解』

十二には登保乃美也、古本に之を多比之美也と訓むとあり。今は別宮九所の中、瀧原宮同竝宮伊雜宮等は即ち皇大神遙宮なり。

歴代天皇の篤く皇祖を崇敬し給ひ神宮を重んぜさせ給ひしことは神武天皇鳥見の靈時に皇祖天神を祭り給ひしこと(1)、崇神及び垂仁天皇の御代皇女等として御杖代奉仕せしめられ、景行天皇の御代五百野皇女をして大御神を祭らしめ給ひたるの類枚擧に勝へず。其の神宮御崇敬の情狀は之に關する朝儀祭制等に見はる。古來神宮に不祥觸穢ある場合の如きは廢朝の令仰せ出されて天皇親ら御謹慎あらせられ、神宮のことに關しては神宮の祭主を以て神祇伯を兼ねしめられ國家の大事件は皆之を奉告し、其難事は之を祈願し給ひ、神宮の事は何等の事情あるも即日御裁可あらせらるゝを常とし給ひたるが如き、以て其の一斑を知るべし。

神宮は朝廷に於けると同じく國民の間に於ても亦熱心に崇拜せられ庶民の歸敬崇信を徴すべき歴史的證據少からず、伊勢に鎮まり座す大御神は天照皇大神の御

稱號によりて尊崇せられたれば日神の御性質次第に忘れられたるが如くなれども、神武天皇が皇祖神として太陽を拜し給ひし如く(2)實際に於てはなほ民間一般に諸々の俗説を以て日神を崇拜し、日蝕ある場合の如きは殊に最も恐れ慎みたるが如し(3)。然れども又一方に於ては神宮に於て宇宙を主宰し給ふ大御靈を崇拜し、只管神慮の測り難きを信じ、最も不淨不信を恐るゝ所より其の神威靈驗に關して起れる俗説も亦多し。釋紀(3)に天平瓮を以て諸神參候の神座となし『雜例集』(4)に保安二年正殿下天平賀十九口倒れ伏し三口居乍ら破損したるや直に之を神事不淨不信の致す所と流説したるが如き亦其一例として見らるべし。

註(1)古事記には神武天皇が登美毘古と戦ひ給ふ時の勅に吾者爲日神之御子、向日而戰不  
 良故負賤奴之痛手、自今者行廻而背負日、以擊(古訓本)中ノニウ。舊事記には今我是日神子  
 孫而向日征虜此逆天道、也不若退還示弱禮祭神祇背負日神之威、隨影壓躡如、此  
 則會不血刃虜必自敗矣、愈曰然。(舊事三ノ)とあり。

又雄略天皇は若草香皇女を娶らむ爲めに河内なる其の家に行幸ありしに、若日下部王天皇に奏し奉れる言には背日幸行之事甚恐故已直參上而仕奉(古事記下ノ卷)大長谷若建命ノ條とあり。  
 アストン氏 (The way of the gods, p. 240) は此の如く太陽の運行に隨順模擬するは其の原理に於て右方を神聖の物に向けて廻はる婆羅門及佛教の儀式 Pradaxhan に同じとし、神武天皇までが太陽の力を負ひ給ひしてふ書紀の傳説は古事記の傳説を調和し難し、其の故は記には東より西に旅するは天皇に不幸なりとなす。(Chamberlain's Kojiki, p. 312)されどかくすれば自ら太陽を背にして其の光を負はざるべからざればなりと云へり。然れども記にも亦舊紀及び紀と同じく天皇が日を背負つて戦ふを利とし給ひたる傳へあること上に述ぶる所の如し。又サトウ氏は神武天皇日に向ひて戦ふは不祥なりとするに於ては明に支那の影響を認むべしといへり。(E. Satow, T. A. S. J. Vol. 22, p. 23)されど必ずしも然らざるか、日本に於ては上代より篤く太陽を崇拜し之が敬仰を以て天祖天照大神の尊崇を形はし得べしとすること蓋し民族一般の信仰なりしならむ。天皇の斯の詔に對へて「愈曰然」とあるもの思ふべきなり。

参照

(2) 令義解には大寶の制太陽虧けたる時は天皇事を視給はず、百官各々本司を守りて務を理めずといひ(森野教授日本制度通一ノ二ニウ参照)又濫觴抄には上古天日蝕あるの時は僧を宮中に召して大般若經を讀ましめたり(濫觴抄上群書類從卷六五(十六)ノ九七三)とあり。

(3) 釋紀九ノ述義天平瓮事。

(4) 神宮雜例集二、天平賀事。

大御神は萬葉には「安麻泥良須神」(1)又は「天照日女之命」(2)の御名によりてあらはる。同書卷之十八賀陸奥國出金詔書二歌に

アシハラノ。ミヅホノクニヲ。アマクダリ。シラシメシケル。スメロギノ。  
カミノミコトノ。ミヨカサネ。アマノヒツギト。シラシクル。――

葦原能。美豆保國乎。安麻久太利。之良志賣之家流。須賣呂伎能。神乃美許等能。御代可佐禰。天乃日嗣等。之良志久流。――

トリガナク。アヅマノクニノ。ミチノクノ。ヲダナルヤマニ。クガネアリト。マウシタマヘレ。ミコ、ロヲ。アキラメタマヒ。アメツチノ。カミアヒウツナヒ。スメロギノ。ミタマタスケテ。――

鷄鳴。東國能。美知能久乃。小田在山爾。金有等。麻宇之多麻敵禮。御心乎。安吉良米多麻比。天地之。神安比宇豆奈比。皇御祖之。御靈多須氣豆。――

註(1)萬葉卷之十八天平感寶元年六月四日大伴宿禰家持作之歌

(2)萬葉卷之二「相聞」柿本朝臣人麻呂之歌

とある。總へて遠つ御祖の大御恵を稱へたれども主として皇祖大御神の神助を歌ひたるものならむ。そは續紀の文(1)に合せ考へて之を知るべし。また神樂歌神遊に見はれし晝目歌に云く。

〔本〕

(2) イカバカリ。ヨキワザシテカ。アマテルヤ。ヒルメノカミヲ。シバシトド  
メン、シバシトドメン。

伊加波加利。與支和佐志天加。阿萬天留也。比留女乃加見乎。志波志止  
々女牟。志波志止々女牟。

〔末〕

(3) イツコニカ。コマヲツナガム。アサヒコガ。サスヤヲカベノ。タマサ、ノ  
ウヘニ、タマサ、ノウヘニ。

伊門古仁可。古萬遠門那加牟。安佐比古可。左須也乎可へ乃。多萬左々  
能宇惠耳。多萬左々乃宇惠耳。

註(1)續紀聖武天皇天平廿一年の條には陸奥國始貢ニ黄金ニ云々同年四月甲午朔天皇奉東大  
寺御廬舍那佛像前殿ニ云々勅遣ニ左大臣橘宿禰諸兄白佛三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命ニ  
廬舍那像能大前仁奉賜部止奏久云々とあり、然るに同紀天平十四年橘諸兄伊勢大神宮參

入の條には、勅使歸參の後天皇の御夢に、日輪者大日如來也本地者廬舍那佛也云々の御  
託宣を得給ひ、御夢覺め給ひて後彌御道心堅く件の御願寺事を始企て給ひたりとあり。  
此紀文事實疑ふべしとするも此種の思想は夙に一般人の間に普及せられたれば此歌は廬  
舍那像の前に白す詔書を賀して皇御祖の大御恵を歌ひたるならむ。萬葉集略解第五編卷  
一八の二五參看。

(2)源氏河海抄(賀茂氏神  
述考所引)には此神樂歌に本づきて〔本〕奈仁和佐乎。和禮波志都々加、安萬  
天留也、比留女乃可美乎。志波之止々女牟、〔末〕以加爾之天、何和佐志天加、安萬天留  
也とあり(金二ノ二三  
一六一一七)。

(3)神樂哥考には四ノ句を今の本にアサルサハベと有るは誤なり、古本の裏書にも或本を引  
て佐須也乎加邊とあり、朝日照岡とは萬葉にも多く詠めり、中略さて日子とは男をいふ故  
に日神を申せし例なし。此歌は唱へ誤れる歟、又さるわかちをもわきまへぬ者のよみに  
しを用來りしか(金二ノ一  
九六六)といへり。こは單に朝日を歌ふと覺えたれども本に對する末  
の歌詞なれば此處に掲げたり。

大御神を詠める歌は此他にも尙ほ新古今集歌合、大神宮神祇歌等(1)に多く見え、庶民の神宮に對する崇信の程を窺ふ事を得べし(2)。大御神は宮廷に於て世々天皇の篤く御崇敬せさせらるゝこと上に述ぶる如くなれども、天照日女命として、又宇宙を主宰し給ふ大御靈として、其の尊崇は民間に於て亦同様に最も熱烈なるものあるを知るべし。所謂諸々の世説となり又遂に此の如き神樂歌其他の民謠を生ずるに至りたり。

(1)「神風ヤイスノ河」「チハヤブルイスドの宮」「神風ヤ玉グシノ葉」「神風ヤフタツノ宮」

「君が代は神樂石壺」等の詠歌最も見るべし。「古今要覽」卷の一一國書刊行會本一ノ一九二及び「詠大神宮二所神祇百首和歌」等に就て見るべし。

(2)大御神に關して尙ほ「さかき」「神樂ハジメ」「天の戸」「岩戸踊歌」「伊勢ニ宇治橋」「伊勢宮巡踊歌」等の民謠あり(日本歌謡類聚上ノ三六〇、同上ノ五〇二、同上ノ九〇四、同下ノ一六四、同上ノ九一三、同上ノ八三四)されど此等は詞

調も新らしく年代明かならざれば今之を省く、猶ほよく尋ぬべし。

### 三、三種神器の崇奉

宮中に於ては古來八咫鏡、草薙劍、八尺瓊勾玉を天つ日嗣の神靈として世々に傳へられ歷朝の尊崇御懈りなし。此等の神器(1)は孰れも其起原に關する傳説を有し由て來る所遠く大御神の御事傳に繋れり。八咫鏡は大御神の天岩屋戸にさし籠り給ひたる御時鏡作の祖伊斯許理度賣命之を鑄奉りて大御神に進め給ひたるものにして、日神の御圖象として大御神精明の徳を表はし、嘗て高天原に在りて御影を映しまつりたるのみならず、又大御神の寶鏡とし給ひ皇孫降臨の時特に之を齋イヒノカガミ鏡として拜き祭るべきよしの神勅を以て傳へ給ひたる所なれば、乃ち御神魂を以て此御鏡に取り托して天祖神靈の宿る所として崇め祭るに至りたり。八咫御鏡を以て神器とし給ふことの由來嚴明と云ふべし。草薙劍は初の名を天の叢雲の劍と云ふ(2)。この劍は素盞鳴尊が肥の河上に「ヤマタヲロチ」(3)を切りはふり

給ひ其中つ尾を切り割き給ふときに得たまひたる都牟刈太刀是にして、異しき物とおもほして姉の尊天照大御神に白し上げ給ひたるを(4)瓊々杵尊降臨のとき御鏡に添へて賜はりたる也。玉は天照大御神御生坐の時御父伊邪那岐命太く歡ばしめて其御頸珠の玉の緒をもゆらに取りゆらかして大御神に賜ひたること見ゆ(5)大御神は之を「ミクラタナノカミ」として齋きまつりたり(6)、とあれば大御神の玉を愛好し給へること知るべし。八尺瓊勾玉は大御神の天岩屋戸にさし籠り給ひたる御時諸神の御怒を解かんとて玉祖命(7)をして之を作らしめ、天香山の真榊を根こぢにこぢて其上つ枝に八尺勾瓊の五百津美須滿流玉を取り着け(8)、中つ枝に八咫鏡を取り懸けたるを後御孫の命に賜はりし也。

神器は神聖なる起原を有するが故に世々の天皇は天祖の遺寶傳國のレガリアとして之を尊崇し給ふこと篤く其授受奉安の儀例最も恭嚴なり。玉は世々の天皇の御身を離さず夜の御殿に置き給ひ、鏡劔は崇神天皇の御代宮中を離ち遷し給ひた

れども別に御形代を造りて齋きまつり給ひ、其の御崇敬旦暮に懈怠なく白地アカラサキにも神器を以て御脚とすることなく篤くまつりて之を世々に傳へ給ふ(9)。此の如くして三種神器は天つ日嗣の保證とせられ其崇奉は代々の天皇が其遺訓を傳へて皇祖天照大御神に對する御尊崇を表證する所以となれり。

註(1)アストン氏は三種神器は古代に於ては蓋し鏡劔の二箇なりしならんとして左の如く云ふ。 In ancient times there were probably only two regalia, the mirror and the sword.

The letter was lost in the sea at the bottle of Dannoura. But such losses are not irreparable. (W. G. Aston, Shinto, p. 135.)

然れども神寶は二種なりとの説古くよりあり。是れ『繼體天皇紀』古語拾遺『神祇令』に神璽之鏡劔とあり、『令義解』には此即以鏡劔稱璽と註し、又大殿祭祝詞に天津璽の鏡劔を擧げて八尺勾瓊を擧ぐるの類に因るもの、如し。されど『祝詞考』には「大殿祭の文は是れ最上代の文ならざるを知るの一也。瓊は御身に着ます定にて人の手の觸る

べきものにあらざるが故に古來鏡劔二つを以て大儀の時の印となし來る也」(地一)といへり。猶ほ此問題に對し古くより神器を三種としたる例に就ては重野氏『國史綜覽』(ルノ六)に精しく記したるを見るべし。

(2)一書(三十七)見林本上三五ウ。

本名天叢雲劔蓋大蛇所居之上常有雲氣故以名歟。

至日本武皇子改名曰草薙劔。

(3)八俣遠呂智。

(4)記古訓本上二九ウ。

(5)記古訓本上一七オ。

(6)記古訓本上一七ウ。

(7)『古拾』言餘抄本一ノ二五ウには令<sub>ニ</sub>櫛明玉神作<sub>ニ</sub>八坂瓊五百箇御統玉<sub>一</sub>とあれども今記の文に従ふ。

(8)一書<sub>紀同本上ノ三</sub>一書<sub>一ウ第三一書</sub>には上ツ枝に八咫鏡を取り懸け中ツ枝に曲玉を取り懸け下ツ枝に木綿

を取り垂でたりとあれども、記<sub>同本上ノ</sub>二五オ<sub>には</sub>上ツ枝に曲玉を懸け中ツ枝に八咫鏡を懸け下ツ枝に白丹寸手青丹寸手を取り垂ぶとあり。

書紀本文<sub>同本上ノ</sub>二七オ<sub>には</sub>上ツ枝に曲玉を懸け中ツ枝に八咫鏡を懸け下ツ枝に青和幣を懸くとありて此文に適ふが故に今記の文に従ふ。

(9)順徳院建曆御記

國史綜覽八ノ四九参照。

天祖は神代に於ける多くの寶器中(1)特に此三種を擇び給ひしものにして古くより鏡は明智、玉は溫仁、劔は武勇の標象とせらる(2)。鏡は大御神の神勅に本きて伊勢大神宮の御神體とせられ、劔は大日本武尊の故事によりて熱田神宮の御神體となり、勾璣は天皇の御身に著坐す神寶として御在所を放ち給はざれば恰も御魂の鎮となりて天皇即現人神の御神體と云ふべきが如し。

神器の由來此の如くなれば又其尊嚴に關する諸々の傳説及び信仰あり。神器の

威靈の後代に猶ほ赫灼たるは、壽永の亂に海中に沈没したりてふ神璽は海中より浮び出て給ひ、寶劔は龍宮城の重寶となれる傳へ(3)にあらはれ、内侍所を冒さんとする者は忽ち眼眩み劔垂るとして傳へられたり(4)。此種の傳說的信仰は猶ほ古くより見ゆ。殊に内侍所に關しては靈異最も多く或は火に遭へども形質損せず光ありて實に焼けず(5)といひ或は飛び出で、天に上らむと欲す(6)といへり。永曆元年二月十一日の宣命には神鏡の能く賊手を免るゝ所以を叙せり。其文に云く。

(7)猥以<sub>ニ</sub>愚昧<sub>一</sub>天<sub>ニ</sub>忝傳<sub>ニ</sub>神器<sub>一</sub>利<sub>多</sub>是<sub>ニ</sub>兢夕惕<sub>一</sub>天<sub>シ</sub>如<sub>レ</sub>履<sub>ニ</sub>薄氷<sub>一</sub>愛<sub>ニ</sub>去年十二月十日事出<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>圖<sub>ニ</sub>天兵革俄起之間爲<sub>ニ</sub>凶惡之輩<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>掠<sub>ニ</sub>取<sub>レ</sub>内侍所<sub>一</sub>毛<sub>ニ</sub>依<sub>ニ</sub>宗廟厚助<sub>一</sub>天奉納之櫃雖<sub>ニ</sub>紛失<sub>一</sub>毛<sub>ニ</sub>正體自然出來給<sub>レ</sub>利<sub>ヘ</sub>王法乃不<sub>レ</sub>盡<sub>一</sub>正體乃不<sub>ニ</sub>紛失給<sub>ニ</sub>事<sub>一</sub>深欣悅<sub>テ</sub>新櫃奉<sub>レ</sub>造<sub>ニ</sub>天所<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>納<sub>ニ</sub>利<sub>ナ</sub>

此等傳説の性質は古く神代に於て諸々の祭具神寶等に見はれたる咒力信仰に本づく所あるべしと雖も、三種神器は本と天祖の寶器なれば其神助の永へに繋る所と

信せられしこと茲に掲ぐる宣命の文によりて其一斑は知らるべし。果して、然らば此等神器に關する傳說的信仰は神器と共に傳へられその靈異及び尊嚴が、一に大御神の御威靈に由るものとせられたることのまた古きを知るべし。

註(1)三種神器に就きて其道德的意味を説くものは蚤く仲哀天皇紀に見えたり。其文に曰く、筑紫伊親縣主祖五十迹手聞<sub>ニ</sub>天皇之行<sub>一</sub>拔<sub>ニ</sub>取<sub>ニ</sub>五百枝賢木<sub>一</sub>立<sub>ニ</sub>于船之舳艫<sub>一</sub>上<sub>ニ</sub>枝掛<sub>ニ</sub>八尺瓊<sub>一</sub>中<sub>ニ</sub>枝掛<sub>ニ</sub>白銅鏡<sub>一</sub>下<sub>ニ</sub>枝掛<sub>ニ</sub>十握劔<sub>一</sub>參<sub>ニ</sub>迎<sub>ニ</sub>于穴門引嶋<sub>一</sub>獻<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>因<sub>ニ</sub>以奏言<sub>一</sub>臣敢所<sub>ニ</sub>以獻<sub>ニ</sub>是物<sub>一</sub>者<sub>ニ</sub>天皇如<sub>ニ</sub>八尺瓊之勾<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>曲妙御宇<sub>一</sub>且如<sub>ニ</sub>白銅鏡<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>分明看<sub>ニ</sub>行山川海原<sub>一</sub>乃提<sub>ニ</sub>是十握劔<sub>一</sub>平<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>矣(書紀卷ノ八、大系本一ノ一五八)

(2)愚管抄、醍醐雜事記、吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語(古事類苑帝王一ノ九八參照)

(3)上二二四頁。

(4)此傳説は内裏炎上の記文中に屢々見ゆ(上二二二頁)、長久燒亡のことは禁祕御抄賢所の條に長久燒亡少納言經信欲<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>火盛下<sub>一</sub>合<sub>レ</sub>期而有<sub>レ</sub>光入<sub>ニ</sub>唐櫃<sub>一</sub>實不<sub>レ</sub>燒とあれども、百



練鈔四ノ後朱雀皇居上東門院燒亡の條には實に燒損とあり、假令燒損したることは事實とするも之れに反する思想の傳へられたるを注意すべし。

(5) 江家次第内侍所御神垂事

(6) 神宮雜例集二、内侍所ノ事。

(7) 神鏡の能く賊手を免るゝのみならず寶劍も亦能く賊手を免るゝことは沙門道行草雜劍を天智天皇紀國史盜み新羅に逃向ひ中路風雨に逢ひ迷して歸りたる傳へを見るべし大系一ノ四八二。

#### 四、大御神の靈德恩賚に關する信仰

以上述べたる諸種の崇拜より次に進んで大御神の御神德靈能に就て考究する所あらむ。大御神の靈德恩賚に關する信仰は神にまでの言語としては祝詞宣命(1)に於て、神よりの言語神意としては神託卜占の類に就て之を考ふるを得む。

註(1)神にまでの言語は祝詞のみならず、また宣命にも見はれたること下三二五頁に就て見

るべし。

太陽の光明溫暖は自然及び人間の直接に其の恩賚を受くる所なれば、古代信仰に於て日神は自然を恵み、天地の變和を與ふる神として、又は耕業の保護神としてあらはれたり。古傳に依つて考ふるに日神は天下に坐せども常に地上生活を恵み給ひ、又天地自然の秩序平和を保維する神とせられたる如し。そは日の神天岩屋戸の内に隠れ給ひたるによりて天地共に忽ち其平和を失ひ萬妖悉に發りて恰も天柱折れ地維缺くの亂調も現出したるを傳へたるにて知るべし。大御神に捧ぐる祝詞に見えたる天候の和順を祈る詞(1)は此思想に負ふ所少からざるべし。然れども日神が五穀の豐穰を齋らす神とせらるゝは言ふまでもなく太陽が耕耘の業と殊に密接なる關係あるに因るならむ(2)。之の日神が農業の保護神とせられたる二三の例を擧げむ。

(3) 爾時伊鈴乃御川乃漑水道田波。苗草不敷作食止。大御事垂給支。亦我朝御膳

夕御膳稻乃御田作家田乃堰水道田<sup>爾</sup>。田蛭波穢故爾我田<sup>爾</sup>不住止宣<sup>支</sup>——  
百官仕奉人等。天下四方國乃人夫爾至<sup>麻天</sup>。長平久作給倍留。五穀物乎慈備給部  
止。朝夕祈申（儀式）。

註(1)「皇大神宮年中行事」風日祈祭祝詞(神宮祭式六ノ三三オ)には五穀乎惡風荒水爾相<sup>波</sup>給<sup>波</sup>須<sup>波</sup>云々、

また「儀式帳」八月例(年中行事ノ條)には爲風雨災鎮祈申云々とあり。

(2)大陽神ならざれども嘉穀の神とせらるゝものなきにあらず、止由氣大神、大年神は共に  
太陽神ならざれども五穀の守護神なり。

(3)儀式帳(類從本四ウ五ウ)

儀式帳三ノ六二参照。

(1)天照坐。皇大神乃大前爾。申進留。天津祝詞乃。大祝詞乎。神主部。物忌等。  
諸聞食止宣。——  
百官人等。天下四方國乃。百姓爾至<sup>天</sup>。長平久。護惠美。幸比給止——宣(神

嘗)。

(2)天照坐。皇大神乃大前爾。申進留——百官人等。天下。四方國能。百姓爾  
至<sup>天</sup>。長平久。作食留。五穀<sup>乎</sup>。豐爾令榮給比。護惠比。幸倍給止——宣(月  
次)。

(3)天照坐。皇大神乃大御前<sup>乎</sup>。慎敬比。恐美恐<sup>毛</sup>美<sup>毛</sup>白<sup>左</sup>——  
百官人等。天下四方國乃。公民爾至<sup>氏</sup>。長久平久。護惠美幸給比。作食留。五穀<sup>乎</sup>  
豐爾榮<sup>志</sup>給<sup>登</sup>。恐美恐<sup>毛</sup>美<sup>毛</sup>申<sup>須</sup>。(大御饌)

風雨の順調五穀の豐饒を祈る詞は此の如く百<sup>オホミタカラ</sup>姓竝に百<sup>モロクツカサビト</sup>官人に對する大御神の  
保護希求と共にあらはる。神代には大御神嘉穀の種を水陸田に植ゑしめ給ひたる  
傳へありて、うつしき青人草を愛くしみ給ひたること見えれば、大御神を以て蒼  
民の守護神とする信仰は古くより存したるならむ。大御神が世々の天皇及び寶祚  
を片時も離れず守り幸へ給ふ信仰は「手長乃御壽」「茂御世」を祈る詞として大御

神に捧ぐる祝詞宣命中到る處にあらはる、その二三の例を擧げむ。

註(1)延喜式八ノ卷祝詞神嘗祭(祝詞考〔人〕廿九オ)

(2)同六月月次祭(祝詞考〔人〕廿五オウ) 玉勝間六參照

(3)建久年中行事。

皇大神宮大御饌祝詞(神宮祭式 六ノ四ウ)

(1)天照坐。皇大神乃大前爾。申進留。——

天皇我御命爾坐。御壽乎。手長乃御壽止。如湯津磐村。常磐堅磐爾。伊賀志御世爾。幸倍給比。

阿禮坐皇子等<sup>乎</sup>惠給比——護惠美。幸比給止。——宣(神嘗)。

(2)天皇我詔旨度、掛長伎、伊勢乃度會能五十鈴乃河上乃下津磐根爾、大宮柱廣數立、高天原爾千木高知氏、稱辭定奉留天照坐皇大神乃廣前爾、恐美恐毛申賜<sup>者久</sup>申久——皇大神平久安久聞食天、愆過不殘須、咎徵畏消天、天皇朝廷<sup>乎</sup>寶位

無動久常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸給比<sup>天</sup>、一天無爲爾、四海清肅<sup>爾之</sup>、聖運無限久、内平爾外成爾、衆庶歡樂仁、護助計奉給部、恐美恐毛申賜<sup>波久</sup>申(宣命)。

註(1)延喜式祝詞神嘗祭(祝詞考〔人〕廿九オ)

(2)長元四年八月廿五日の宣命

小右記長元四年八月四日の條。

(1)辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久——又皇御孫命御世乎手長御世登。堅磐爾常磐爾。齋奉。茂御世爾。幸開奉故。皇吾睦神漏伎。神漏瀾命登。宇事物。頸根衝拔。皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉<sup>登久</sup>宣(祈年)。

(2)天照坐。皇大神乃嚴乃神床乃。大御前<sup>乎</sup>慎敬比。恐美恐毛<sup>左</sup>白久。——故今<sup>毛</sup>去前毛。日別爾仕奉留。今日乃朝乃。大御食。大御酒。山川山野乃種々乃物乎。置足<sup>波志</sup>進留狀乎。平<sup>介</sup>安<sup>介</sup>所聞食<sup>氏</sup>。皇御孫命乃御命爾坐世大御壽乎。手長乃大御壽登。湯津磐村乃如久。常磐爾堅磐爾。齋奉利。伊賀志御代爾幸給比。阿禮坐<sup>左</sup>

皇子等<sup>毛</sup>惠給比。——(大御饌)。

註(1)延喜式八の祝詞(祝詞考〔天〕十八ウ)

(2)『建久年中行事』皇大神宮日別朝大御饌祝詞(神宮祭式六ノ一)

同上歲旦大御饌祝詞(神宮祭式六ノ四)

以て大御神が地上の生活を護り給ひ天皇及び實位を永遠に幸へ給ふ信仰を見るべく、大御神とその神裔とは單に、歴史的關係のみならず精神的にも亦最も固く連結せられたること自ら明かなるべし。而して寶壽朝廷の隆昌が年穀の豐饒蒼民の平安と共に祈請せらるゝによりて見れば、其御神格が又日本全民族及び其生活と一日も離るべからざる親密なる關係を有するを知るべし。上に掲ぐる祝詞及び宣命の文は即ち大御神を以て皇室並に蒼民の守護神とする信仰の表白に外ならず。此信仰は天壤無窮の神勅と共に深く民族心裡に遺傳せられ、「夜の守」「日の守り」として若くは特別の事變に際する保護希求として恒例臨時の祈禱奉幣にあらはれ

たり。果して然らば此信仰は日本上代の生活に於て夙く家族を國家に聯絡すべき內的勢力又根柢の連鎖となり、家族は國家と其命脈を共にし公私上下の祈求信仰の一連せられたる所以を知るべし。

以上は人より神に對する祝詞宣命に就て考察したる所なるが、又神より人に下す神力神意の啓示として觀らるべきものあり、神憑夢教神斷の如き是なり。神道に於ては古くより神が其意志及び智慧を發表せんが爲に人に憑るを名づけて「カシガカリ」(一)と云へり。大御神御靈は御荒魂を除くの外は曾て人に憑り給ふことなし。されど御荒魂の齋王其他に憑り給へること傳へられ、その場合に於ては神憑は神託の方法として行はるゝを常とし、その神憑は暴雨大風雷電等殊に甚しき日夜に於て行はれたること多し。『書紀』卷第九氣長足姬尊の條に云く。

三月壬申朔皇后選吉日入齋宮親爲神主則命武内宿禰令撫琴喚中  
臣烏賊津使主爲審神者<sup>使主此云於瀨</sup>因以千繪高繪置琴頭尾而請曰先日教天

皇一者誰神也願欲<sub>ニ</sub>知其名<sub>一</sub>逮<sub>ニ</sub>于七日七夜<sub>一</sub>乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉。

註(1)顯神明之憑談(神憑)

神代上紀天岩戸隱の段に猿女君遠祖天鈿女命則手持<sub>ニ</sub>茅纏之稻<sub>一</sub>立<sub>ニ</sub>天石窟戸之前<sub>一</sub>巧作<sub>ニ</sub>俳優<sub>一</sub>亦以<sub>ニ</sub>天香山之眞坂樹<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>鬘以<sub>レ</sub>蘿爲<sub>ニ</sub>手纏<sub>一</sub>蘿此云<sub>ニ</sub>比刺<sub>一</sub>而火處燒覆槽置<sub>ニ</sub>覆槽<sub>一</sub>云干該布西不美顯神明之憑談顯神明之憑談此云<sub>ニ</sub>歌牟鵜可梨<sub>一</sub>とあり(黒羽本一ノ二八オ)。登怒慮加志<sub>一</sub>

これ皇后の自ら神主と爲り乞ひ求めて之を得給ひたる所なれども、又大御神の神意によりて隨時齋王の之を受け給ひたることの傳へあり長元の御神憑(1)の如きはその著明なるものなり。

五部書以下の神宮舊記には祭祀の興行神事の違禮、疎虞懈怠、幣帛の疎薄、其他將に起らんとする事件の豫告或は神慮等につきて諸々の託宣を載せたり。此等は以て其書典修成の時代に於ける思想の跡を徴すべしと雖も、果して古くより傳

へられたる説なりやは疑はしきもの甚多し(2)。大御神の伊勢御鎮座(3)御饌都神山田原の遷幸(4)及び荒御魂の攝津國御鎮座(5)にあらはれたる御神誨等は古くより傳へられたる所ならむも此等は前に挙げたれば此處には之を略しつ。御託宣の方法は獨り神憑のみにあらずして又夢告に依れるものあり、一例として『書紀』神日本磐余彦天皇の條に載せたる八咫鳥郷導の夢教を挙げむ。

註(1)小右記(一六四二)長元四年八月四日條

十七日：暴雨大風雷電殊甚、在々上下、心神失<sub>レ</sub>度：齋王御聲猛高、無<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>喻<sub>一</sub>夏<sub>ニ</sub>御託<sub>一</sub>宣云寮頭相通不善妻亦狂亂、造<sub>ニ</sub>立寶小倉<sub>一</sub>申<sub>ニ</sub>内宮外宮御在所<sub>一</sub>招<sub>ニ</sub>集雜人<sub>一</sub>連日連夜神樂狂舞云々。

(2)『寶基本記』『御鎮座次第記』等の書には御神託のこと多く見えたれど漢語經文を取合せて其文句徒らに長きが如き一見してその牽合附會の痕を知るべし。此等荒誕妄説の承伏しがたきことは『五部書說辨』等に見えたれば今一々之を挙げず。和論語に載せたる諸

々の大御神神託はアストン氏 (Shinto, pp. 353—368) の其まゝに引用する所なれども疑はしきもの多きことは言ふまでもなし。

(3) 上一四二頁。

(4) 上一九八頁。

(5) 上一五九頁。

(1) 既而皇師將趣<sub>ニ</sub>中洲<sub>ニ</sub>而山中嶮絶無<sub>ニ</sub>復可<sub>レ</sub>行之路<sub>ニ</sub>乃接邊不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>跋涉<sub>ニ</sub>時夜夢天照大神訓<sub>ニ</sub>于天皇<sub>ニ</sub>曰、朕今遣頭八咫鳥<sub>ニ</sub>宜以爲<sub>ニ</sub>鄉導者<sub>ニ</sub>、果有<sub>ニ</sub>頭八咫鳥<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>空翔降、天皇曰此鳥之來自<sub>ニ</sub>叶<sub>ニ</sub>祥夢<sub>ニ</sub>大哉赫矣我皇祖天照大神欲<sub>ニ</sub>以助<sub>ニ</sub>成基業<sub>ニ</sub>乎

神憑及び夢告は共に神が神意を直接に人にあらはす形式なり。されども此等の外神は又人間以外の物に憑りて其神慮神智を形はす場合少からず、之を知るに多く卜占の方法を用ゆ。神代には大御神天の石窟にさし隠り坐すや、諸神天兒屋命布

刀玉命をして天香山の眞男鹿の肩を内拔にし天香山の天波波迦を取りてトラへまかなはしめき(2)とあり。その後も卜事は神宮に於て最も重んぜられ其御卜祝詞(3)には朝夕の由貴乃大御食仕へ奉る諸官人等の過ち犯しけむ後家の種々の罪事を諭し教へ給へと「イツノカムコト」(4)を搔き鳴して之によりて大御神の神意を「ユニハノミウラ」(5)にトラへ定めしめ給ふこと神宮の古例なりと云へり。これ神宮興玉の神事に俎板を叩きて其音調によりて神意を卜するに同じく共に物に憑りてあらはる神斷を求むる所以なり。其他に於て大御神神力の啓示を天然に求めたる事例として最も著しきものを神護景雲の神異とす。續紀天平神護三年の宣命に云く。

(6) 今年乃六月十六日申時仁、東南之角爾當天、甚奇久異爾麗岐雲、七色相交天立登天在、此乎朕自毛見行之、又侍諸人等毛共見天、恠備喜<sub>備都</sub>在間仁、伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久、——復陰陽寮毛、七月十日爾西北角爾美異雲

立天在、同月廿三日仁、東南角爾有雲、本朱末黃稍具五色止奏利——式部省等我奏久、瑞書爾細勘爾、是即景雲爾在、實合大瑞<sub>世</sub>止奏利、然朕念行久、如是

久大仁貴久奇異爾在大瑞波、聖皇之御世爾、至德爾感天、天地乃示現之賜物<sub>止奈</sub>、

常毛聞行須、是豈敢朕德伊、天地乃御心乎令感動<sub>末都流倍岐</sub>事波无<sub>止奈</sub>、念行須、然此

方大御神宮上爾示顯給、故尙是方大神乃慈備示給幣物奈云々

註(1)書紀羽黑本卷三ノ六才同書卷三ノ五才高倉下夢教參照。

(2)記 古訓本上ノ二四ウ

(3)『皇大神宮行事』

御卜祝詞(神宮祭式)  
六ノ三六

(4)嚴乃神琴

(5)齋庭御卜

(6)續紀

稱徳天皇天平神護三年八月條。

大御神は世界人事を支配し給ふが故に其神靈は獨り自然に依りて吉凶禍福の兆文を顯示し給ふのみならず、其御靈能は能く天變地祇を未發に防ぎ又人事界の危険困難に際して諸々の神助靈驗を與ふるものと信せられたり。されば幣帛或は祝詞を捧げて其厚く廣き應護冥睭、或は凶徒の鎮壓退散、戰勝を祈り、又は疫災國難を禳ひたるの類は歴代の國史に見えて枚舉に勝へず(1)、その奉幣の祈禳を兼ねるものに就ては尙ほ後に言ふべし。

是を要するに大御神の靈德恩賚に關しては複雑なる諸種の信仰傳へられ、其神意神智の傳へには祖神の詔勅遺訓として歴史的なるものあれど神託(又は神斷)として全く宗教的なるものも決して少からざるを知るべし。其信仰は一面には個人的にその靈能を信じその恩賚に與らんとする意志希求となりてあらはれたれども、他方に於ては大御神の支配に一定の目的理想ありとの信仰より國家皇室の運

命に神意神智の實現を求め、遂には日本國史の成り行きをも神意啓示の跡としてその理想的啓示が不知不識の間大御神信仰に伴ふ國民的活動經過の中に顯はるゝことを信するに至りたり。

註(1)参照 下三七四頁

## 第七章

### 天照大御神の祭儀

祭儀は神人交通の道にして宗教的意識の儀式勤行慣例等にはあらはれたるものなれば書き残されざる信仰の經典又は傳説の説明として見るを得べし。故に宗教的意志の發表として其攻究は古代信仰に歴史的考據を與ふるもの亦少からず。前章には大御神信仰の内容實質を説述したることなれば茲には進んでその信仰の外的動作に表はれたる祭儀に就て考究する所あらん。

#### 一、朝廷の御崇祭行事

大御神は世々の天皇の最も尊崇せさせらるゝ所なれば朝廷にありてはその崇祭



奉仕固より御懈りなし。左に恒例祭時の順序に従つてその御崇祭行事の縁を述べむ。古くより朝廷に於て行はれ、神宮の崇拜と關係ある年中行事として先づ擧ぐべきものに祈年祭(1)あり。この祭は神代に於て大地主神が白馬白猪白鶏(2)を供へて御歳神を和め祭るに起原したるものにして、毎年二月四日(3)大神宮を始め官幣座國司座を合はせて三千一百三十二座の神を祭り奥津御年の豊饒ならんことを祈請し給ふ。延喜式載する所の祈年祭祝詞には辭別して伊勢コトワキに坐す天照大御神の神徳を顯揚し、其恩頼に對する歸敬渴仰の念を表明して寶祚民生の長安を祈れり(4)。供物には薄繩、倭文、木綿、麻、楯、槍、弓、鞆、酒、堅魚、海藻、海菜の類あれど外に又鶏猪若くは鰻を献すること『神名帳』『延喜式』などに見えたり。此祭を古來朝廷の大事とせられたるは世々の天皇の殊に民食を貴び給ひ農業を重んぜさせられたるが爲にして其古義最も深しとす。

註(1)トシゴヒマツリ。

(2)古語拾遺(言餘鈔本五ノ二五〇—二七ウ)

御歳神發怒以蝗放其田。苗葉忽枯損似篠竹。於是大地主神令志止片巫今俗龜輪止鳥及米占也占求其田。御歳神爲祟。宜献白猪白馬白鶏以解其怒。依教奉謝、

(3)『公事根源』師緒年中行事『年中行事秘鈔』神道名目』等の祈年祭條には天武天皇の四年二月に初めて此祭ありと云へれど、此こと天武天皇紀に見えず。祝詞考(天)には此祭は崇神天皇の御代に始まると云ひ、宮中儀式略(八二頁祈年祭班幣ノ條)には天孫降臨の頃より始まりしものならむと云ひ、又公事根源新釋(上ノ八)には『日本紀』卷三を引證して此祭の神武天皇四年二月に始まるとする説を擧げたり。されど古拾(言餘鈔本五ノ二五〇)の文によりて考ふれば此祭の由て來る所遠くして公事根源、年中行事秘鈔等に載する所從ひ難きものの如し、猶よく考ふべし。

(4)延喜式八ノ卷

祈年祭祝詞(祝詞考(天)ノ一六以下)

類聚三代格宇多天皇寬平五年の詔勅參照

月次祭も亦古來朝廷に於て最も重んぜさせらるゝ所にして毎年六月と十二月との二季神宮以下の諸社に奉幣し以て國家の靜謐聖體の福祉等を祈請せらる。この祭の名を古く「ツキナミ」と云ひ傳へたるは上代禁中に於て月毎に此祭を行はせられたるに由るならんか(1)。此祭の記文に見えしは文武天皇大寶二年七月を以て初とす(2)。其祭神は聽て三百〇四座ありて祭儀は殆ど全く祈年祭に同じ(3)。當日神祇官以下諸司の官人參集して中臣祝詞を宣し伊勢以下諸社の幣帛を頒つ。此祭は後世兵亂或は用途の不足の爲に延引停止せらるゝこと多く、其頒幣は他社には殆ど其例なきに至りたる後も伊勢大神宮のみに限りて行はれたり(4)。

註(1)此祭の毎年六月十二月に行はるゝことは『弘仁式』建武年中行事『公事根源』等に見えたり。其祭時を季夏季冬の兩度に定められたること夙く文武天皇大寶の制(一三六二)に見えたるに依れば、毎月の制より一年兩度の制に移りたるのまた古きを知るべし、一年兩度十一日を以て例日と定められしは清和天皇の御代貞觀元(一五一九)より始まる。

(2)『二十社註式』月次の條(事苑神四ノ一)『公事根源』(新釋下ノ)等(八引ク所ニ據ル)に嵯峨天皇弘仁年中

に始めて此祭行はるとあるは誤なるべし、此祭のことは夙く神祇令(祝詞考(天)月)及び

續紀(武)天皇に出づ、續紀の文下の如し。大寶二年七月己巳在山背國乙訓郡・火雷神每

皇祈雨頻有徵驗宜入大幣及月次幣例。

(3)其祝詞も祈年の一項を加ふると加へざるとの差あるに過ぎず、但し供神料物は少異ありて月次祭には御年神に鶏猪を進むることなく、神馬も大神宮、度會宮、高御魂神大宮女神の外は進献せず。

(4)伊勢神宮には後土御門院の御時應仁元(一一二七)幣使參向ありたる後全く中絶せり、應仁の戰亂に際會したるに因るならむ。明治五年六月全く古式を御再興あらせられ、明治十五年以降は例年兩度六月十二月の四日に神宮月次祭幣帛發遣の儀を具へらる。

天皇は一歳二回特に此月次祭日の夜を以て天祖大御神を請じ奉り神座を神嘉殿に設けて御親ら神饌を供へさせ給ふ(1)。この式奠は上古よりあり。之を「カムイ

マケ」(2)と云ふ。

註(1)『貞觀儀式』『延喜式』『類聚國史』『北山鈔』『江家次第』(儀式以下の五書 栗田氏神祇志料五ノ一九引く所に據る)

(2)神今食。

宮中に於て擧げさせらるゝ大祭の中にも九月十七日の神嘗祭は最も舊く、最も重き御式典なり。神宮には豫め勅使を遣はされ十六日豊受宮に十七日皇大神宮に幣帛及び荷前の調絹を奉らしめ給ひ宮中に於ては神宮御遙拜及び賢所御親祭を行はせらる。往時は神宮附屬の神田より收穫の新穀を大御饌に進め奉り、宮中よりは勅使をして荷前の調絹を奉らしめ給ひぬ。これ耕作收穫を男性の業とすれば紡績織布は女性の業とも云べく、男は耕し女は織りて古代民業の基を立てたるものなれば、耕作收穫の初穂を皇祖に供進すると共に紡績織布の初荷を併せて供進し以て神慮を安んじ給ふ所以なるべし(1)。此祭のことは尙ほ神宮御祭典の條に言ふべし。

註(1)往時は九月十七日を以て此祭を行はせられたりしが明治改曆の後九月を十月に改めら

れたり。宮中儀式略の一七八、一七九、一八〇、一八一参照。

新嘗祭(1)は天皇の新穀を喫し給ふに就きて先づ之を神宮以下の重なる諸社に供し給ふ朝廷恒例の御祭典なり(2)。「大寶令」には祭時を十一月下の卯日と制定せり。三卯あれば中の卯日を用ひらる、此祭は上代に於ては大嘗祭と區別なし。兩者を區別するに至りたるは天武天皇の御世以後にして御代の始には大嘗と云ひ年毎のをば新嘗と云ひて兩者を明に區別せらるゝに至りたり(3)。此祭は神代に於て天照大神の之を行はせ給ひしに起源するものゝ如し。「神代紀」には素盞鳴男尊「復た天照大神の新嘗ニハナイノミヤきこしめす時を見て則ち陰かに新宮ニハナイノミヤに放戻す」(4)と見えたり。「延喜式」には大嘗の大祀なるに對して此祭を中祀とすれども、亦齋戒を最も嚴格にし卜合の職員を選用し「ユキ」「スキ」(5)の國郡を卜定して供御の稻料を奉らしむ(6)とあり、供物は忌火御飯を主とすれどもまた御贖物を供す。夜

に於て其式を行ひ曉に及ぶ、夜に入りては小忌の御燈を供し忌火庭火祭等あり。昔は天皇御親ら御調理御炊爨の事を行はせられたれど後世はたゞ大嘗祭に於てのみ之を行はる。

註(1)ニヒナメ、ニヒナヘ、ニハナイマツリ。

(2)天皇は神嘗祭の時新穀を大御神に進つりたるに拘らず、大神宮の再び新嘗祭に預り給ふことにつきて『事苑』按文(神祇三帙ノ四九六)には下の如く云へり。

古來神宮に祈年月次の祭に使を遣し、ことは歴々徴すべけれども新嘗に至りて延暦の儀式帳を始め國史諸書絶えて其跡なし、類聚三代格の貞觀十四年十二月五日の官符元慶六年九月廿七日の官符には、神宮の祭使を擧げて神嘗祈年月次ありて新嘗なし、延喜の神名式に二所大神宮及別宮の下に新嘗ありて、四時祭式の新嘗祭には幣を案上に奠する神三百四座にして頒幣等は月次祭に準すとあり。三百四座は同書月次祭典奠幣案上の神の數と合ふ。更に同書の祈年祭の條に據れば其神は伊勢國に在りては七社十四座にして即

ち二所大神宮及別宮なり、大神宮の新嘗に預り給ふこと論を俟たざるが如し、而して其例の諸書に概見せざるは最も考究を要すべきことなり。

(3)大寶令延喜式共に新嘗を大嘗と記し北山抄にも即位の大嘗毎年の大嘗とあり。公事根源(新釋下ノ一八二參照)には用明天皇二年四月より新嘗のことは始まると見えたと雖も從ひがたし。

(4)紀(見林本上ニ七オ)

(5)齋忌、次

(6)延喜式新嘗祭

大嘗祭(1)は天皇即位の後始めて新穀を以て天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふ一世一度の新嘗にして歷朝踐祚の後必ず之を行はせ給ふ。朝廷年中祭祀の組織せられたるものゝ中大祀と稱せらるゝは此祭のみに限る。従つて其行事儀式亦最も複雑鄭重を極めたり。此祭は天皇の御親祭にして大寶の制には受禪の天皇は其

即位七月以前に在らば當年大嘗を行ひ、八月以後ならば明年に行ふべきことに定められたり(2)。齋場内掃部寮正殿の中央には白端御帖十一枚と其上に布端を敷き御坂枕一枚を施して之を神座とし其南に天皇御座を設く(3)。即ち天祖天照大神を祭り給ふ所なり、亥一刻天皇大躬づから天照大神を祭り給ふ。此祭に於ては齋戒を最も嚴肅にせられ散齋に三月致齋三日(4)し卜占の法を用ひて卜合の職員を選定し、又豫め「ユキ」「スキ」(5)の國郡と卜定して供御の稻粟を奉らしむ。この祭に齋場を分つて「ユキ」「スキ」の二とするは古代祭事の一慣習として見るべし。其神祭に献備する物をば悉く二つ宛並べ奉ることは、布帛を荒妙和妙、酒を黒酒白酒獸を毛の荒物毛の和物、野菜を甘菜辛菜、海草を奥津藻邊津藻、魚を鰭の廣物鰭狹物(6)など呼び別けると同じく上古に早く整對を尙ぶ觀念に本づける所ならむ歟。又一定の方向若くは前後左右に關してはユキを東にスキを西に配し、ユキは右よりめぐりスキは左よりめぐるが如き位置方向についても其定儀あり(7)

一定の形を以て整成組織せられたる祭祀にありては殊に成儀の効果を重んずるに至ること固よりにて、其方式に従つて行ふことは即ち神に仕ふるの要件なり。是故に祭祀の方式は其嚴守する所にして之れを破り、其の秩序を亂り、若くは謹慎を欠き其方式に適はざるものは効果なしとして之れが差錯を最も恐れ慎しみたり。此祭りは天皇御親ら之を祭り給へば其儀も殊に恭嚴にして、凡そ天下の心を萃め天下の力を合はせて天祖諸神に仕へ奉るの旨義最も善く見はれたり。延喜式には(8)此祭の次第を載せて宮内の官人吉野國栖十二人檜笛工十二人を引き位に就て古風を奏し、悠紀國司歌人を引き、位に就て國風を奏し、伴宿禰一人佐伯宿禰一人各語部十五人を引き位に就て古詞を奏す云々、神祇官中臣賢木を執り笏に副て南門より入り版位に就て天神の壽詞(9)を奏す云々とあり、其の古風及び國風の吹奏には上代より歌謠を尙ぶ民情の自ら反映したるものなしとせず、又其古詞を奏するの儀は舊事古實を重んずるの意より出で、之を永遠に傳へんとするが故な

るべし。

註(1)オホナメ、オホニヘ、オホンベマツリ。

(2)貞観の儀制亦同じ(神祇志料五ノ六オ公事根)  
(源新釋下ノ一八二參照)

(3)延喜式、北山鈔裏書(神祇志料五ノ一〇オ參照)

(4)令の文には三月を一月に作れども一月は大同に改めし制なれば實は三月とあるべきなり、さるを令の文に一月とせるは後人大同の制に依りて令文を改めしものならん、(神祇志料五ノ六オ參照)故に今令の原文に従ふ。

(5)悠紀主基

ユキスキの童女は祭前七日木綿着たる賢木を神殿の四角及び門處に挿み齋鉞を執て殿の四角の柱の埒を堀り、埒毎に八鉞堀る、又悠紀主基兩殿の臺に五尺の堅魚木八枝を置き、博風を着く、八の數は神道儀式に於て常用する所也。

(6)神祭に献備する物をかくニツ宛並奉ることは延喜式八に載せたる諸々の祝詞中到る處に於て見るべし。大嘗祝詞考「人」一二オ龍田風神同「天」ノ三八ウ三九オ。

廣田大忌同「天」ノ二九ウ三〇オ、道饗同「人」ノ三オウ、鎮火同「人」ノ九オウ、鎮御魂齋戸同「人」ノ一五オウ、神衣同「人」ノ二三オ、遷却崇神同「人」ノ三七オ。

(7)倭姫命世記には左物於不レ移右須右物於不レ移左志且左レ々右レ々左歸右廻事毛萬事違事奈久云々とあれども其の偽りなることは先覺の指摘する所なり(大神宮本記歸正鈔)。されど神を儀式に此の如く整對秩序を尙ぶことは夙に太く神宮禰宜譜圖帳及び皇字沙汰文載する所の永仁四年十一月内宮禰宜の答狀等に見えたり。

(8)延喜式四の踐祚大嘗條

(9)天皇御踐祚の日に神祇伯中臣氏の奏聞して大御代を祝ぎ奉る詞なり、故に又中臣の壽詞とも云ふ。藤原頼長の日記台記別記に載せたるものを初見とす、古代信仰のことを調ぶるに最も貴重なる一資料たるべし。

賢所御神樂は一條院長保四年始めて内侍所の御前に於て行はる(1)。此行事は本と神意を慰め和らげむが爲に行はるゝ所なり。抑々神樂は日本最古の舞樂にして

遠く神代の昔天岩戸の前に於て天宇受賣命の爲せる「ワザヲギ」(2)に起縁したるものならむ。宮中の諸祭典は嚴肅を主とし神寂びたるもの多きが中に此祭の殊に聲曲雅樂を重んじて快活諧謔の趣に富めるは蓋し其昔天宇受賣命眞拆の葛を鬘とし日影を手襪にし、汗氣踏みとゞろかし歌舞ひして興を添へたる故事に倣へるものならむ。其神に捧ぐる賑やかにして面白き囃曲(3)は能く宗教的感情の精微なる感興を喚び起して神人の融和を得べきものと信せられたるものゝ如し。而してその歌舞に古く庭燎を用ひたるは神代岩戸の前にして庭火を焚きし古傳に因む所なるべし。此御神樂は民間に於ては伊勢に太々神樂の行はるゝが如く宮中に於ては毎年十二月其第二神宮ともいふべき内侍所の御前に於て行はるゝを例とし給へり。

註(1)公事根源(新釋下ノ一)  
九九參照

(2)『紀』古拾』には「ワザヲギ」(俳優)、『記』には「カンガ、リ」(神懸)とあり。

(3)『古拾』に日の神天岩戸より出で坐したるとき上天初て晴れ衆俱に相見る面皆明白し、

手を伸て歌ひ舞ひ相興に稱して曰く、アハレアナヲモシロ(阿波禮阿那於茂志呂)アナ

タノシ、アナサヤケヲケ(阿那多能志、阿那佐夜懃飲懃)とあり(言餘鈔本二)。記紀に

は共に此歌を缺く。

朝廷の神宮御崇奉の行事を考察するに於て祈年祭以下の諸々祭祀と共に看過すべからざるものは齋宮奉仕に關する儀制なるべし。齋宮(1)は又齋内親王と稱し略しては齋王とも云ふ、是れ天皇即位の初皇女若くは女王を卜定して大神宮に奉侍せしめらるゝ所なり。是事實は朝廷に於て内侍を以て内侍所に奉仕せしめらるゝと平行せらるべし、初め崇神天皇の御代神皇の分離あるや皇女豊鍬入姫命大御神の「ミツエシロ」となり給ひ垂仁天皇の御代には皇女倭姫命又同じく「ミツエシロ」となりて奉仕し給へり(2)。世々の天皇が其姫御子を以て伊勢神宮の奉仕にあてさせらるゝは此「ミツエシロ」奉仕に起原したるならん。大御神御苗裔の皇

祖神に對する奉仕は齋宮の制によりて永遠に其基礎を定め給へるものにして齋宮には必ずや此の如く天皇の姫御子を以て充てさせらる(3)。故に齋宮は神皇の分離したる結果として起る。されど神皇の決して精神的に分離したるものならざることを以て知るべし。神宮と帝王との争ひは埃及印度其他に於て宗教學上著大の事實たるに拘らず日本に絶えて此事なきの理も従つて自ら明ならむ。齋宮は參宮の勅使が政治的に天皇の神宮御崇敬を代表するが如く、宗教的に天皇の神宮御崇敬を代表するものなり。是齋宮が神宮の奉仕及び神宮權威の支持者となり神宮と朝廷との關係をして益々親密ならしめたる所以なるべし。

註(1)「イツキノミヤ」「イツキミヤ」「タケノミヤ」「イハミヤ」。

(2)儀式帳類從本一ノ三以下。

類聚國史政和本三ノ三。

(3)天皇が世々其姫御子を以て神宮の奉仕に充てさせらるゝは最も注意を要すべきことなら

む。人は神と直接に交るを得ず、又其價值なき者として一般に考へられたるが如し、故に夙く「カムノコ」(巫)なるものありて神前に人を代表して人の願を捧げ、若くは神意を傳へて神人交通のことを取りもつ。巫のことは延喜式祝詞に「大御巫」「座摩乃御巫」「御門能御巫」「生島能御巫」等見え(祝詞考(天)九、一二、一四、一五、参照)。古社の傍の社を祭りたるものも亦頗る多し、「カムノコ」は「カミノコ」即ち「ミコ」にして本と其神の御子なるが故に、若くは御子として神に近接したるものならむ。齋宮の制は最も古くよりあれば延喜式「カンミコ」のことを以て説き難かるべしと雖も、世々の天皇が其姫御子を以て齋宮とし給ふことは、是れ祖先崇拜の教慮より出で庶民が自ら家の神主となりて祖先を祭るが如く、天皇は本と御親ら斯の國の齋主として神宮を祀り給ふの古意を傳へたるにあらざる乎、果して然らば齋宮は姫御子が天皇に代りて御子として其皇祖神に仕へまつるの意も自ら明なるべし。

齋宮の制度は神宮祭事の組織と相伴つて定められ齋王の社會上に占むる位地



(1) 極めて高く従つて其義務も亦最も重し。齋王の資格を定むる條件としては其皇女若くは女王なること(2) 未婚の姫御子なること(3) 其御卜に合ひ給へること(4) 等を數へらる。立齋王の儀式亦最も鄭重にして儀式には神占を用ひ凡て神意に従ひて處理することを重んぜられ内外の潔齋觸穢禁忌を嚴格にし給へり、その潔齋行事(5)としては河原の禊祓初齋院及び野宮の御慎戒齋殿の行事及び齋月(6)の祓除禁忌の類ありて其祓除の場所及び之を行ふ日時方法等孰れもその一定の慣習形式に従はせ給ひたり。

註(1) 江家次第第十二ノ神事齋王群行ノ條參照。

(2) 延喜式五、齋宮ノ條

(3) 延喜式五齋宮及太政官ノ條(大系本一三)ノ一八八

(4) 江家次第十二神事齋王卜定ノ條 北山抄六卜定齋王事 神祇官年中行事臨時齋王卜定ノ條

(5) 齋宮卜定の後幣を奉りて太神宮に申告し、齋王を宮城内の便所に移らしむ。是を初齋院

といふ。その後更に城外にトして新宮を造る、之を野宮といふ。明年八月初齋院を出て野宮に入る。その初齋院野宮に入らむとするや、齋王先づ河水に臨て禊を修す(類聚國史四ノ神祇延喜式五ノ齋宮、齋宮送三西宮記臨時五ノ齋宮參照)。延喜六年四月ノ條延喜式五ノ齋宮、齋宮送三西宮記臨時五ノ齋宮參照)。野宮に入りては朔を毎に木綿鬘を著け齋殿に入りて大神宮を遙拜し禊齋三年にしてその九月始めて伊勢に發向す、是を群行といふ。(延喜式八ノ齋内親王江家次第十二ノ神事齋參照)

(4) 齋王三年の潔齋後九月始めて伊勢に發向せらる、之の九月一日より三十日までを齋月と稱し沿道諸國北辰を祭り舉哀說葬を禁す。

前に擧げたる諸々行事と共に歷朝の殊に重んぜさせらるゝ所のものを伊勢奉幣とす。其奉幣には朝廷に於てこれより祭祀を行はんとする由を奉告するもの、祭祀に關係なくして祈願を發はす表證とするもの、祭祀に因らず單に舊例を襲ひて毎日の安穩平和を感謝するの意より出でたるもの、毎年の例幣以外特に一定の式

年に上るもの其外事あるに當りて臨時に之を上るもの等あり。

幣帛を奉るは之を供物とする所以にして蓋し一般儀式に於て見る如く神に對する崇拜心理を形式によりてあらはさんとするの本来に出づ。左に其奉幣の種類を擧げて之を説かむ。

祈年穀奉幣に於ては春秋二季(1)神宮以下祈年の祭に與る諸社に別して幣使をたてられて旱水風損の憂なく五穀豊稔ならんことを祈る。其奉幣に與かる宮社は時世に隨ひて異同あれども曾て伊勢神宮を闕きたることなく(2)幣使は特に諸王一人を卜定し中臣忌部をして之に従はしめ(3)伊勢使を派遣したる後は天皇紫宸殿に御して神拜の儀あるを常となす。

註(1)この奉幣が春秋二季に行はるゝことは神宮雜例集二ノ年中行事皇大神宮年中行事祈年穀奉幣使參宮之次第類聚大補任後堀河天皇寛喜三年ノ條大神宮司神事供奉記一ノ祈年穀奉幣使參宮ノ條等を見るべし。

(2)村上天皇の朝天德三(一六一九)には伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰の十六社に奉幣あり、一條天皇の朝天曆二(一六五一)には吉田、廣田、北野、梅宮を加へて二十社とし、同長保二年(一六六〇)の奉幣には祇園を加へて二十一社とし、同寛弘六年(一六六九)には更に日吉を加へて二十二社に奉幣せられたり、『師光年中行事』及び『公事根源』には天武天皇の四年を以て此奉幣の初としたれども猶ほ考ふべし。

(3)神宮の幣使には姓氏、幣帛には其色の定まれるあり。幣使には世々王氏之に膺ることと和氣氏の宇佐大神に於けるが如し。幣帛には縹色を用ふ、恰も加茂神社には紅色を用ひ其他に黄色を用ふるが如し。

由奉幣は大嘗祭を行はんとする事の由を神宮に奉告せさせられんが爲に天皇神祇官に行幸ありて奉幣使をたてさせらるゝを云ふ(1)。こは大祓使若くは大奉幣使以外別に幣使を神宮に遣はさるゝなり。後世大奉幣使の典は廢せらるゝに及び

ても此奉幣のみは行はれたり。

神宮例幣は元正天皇養老五年九月十一日の神嘗祭に特に使を遣はして幣帛を伊勢に奉らしめ給ふに始まる。是後毎年九月十一日を以て幣帛を奉らしめ給ふ故に稱して例幣と云ふ(2)。例幣使には諸王を以て之に充て、中臣忌部之に従ふ。其發遣の日には天皇祭服を着けて御幣を拜し給ふ。此例幣は古來最も重んぜられ、祈年及び兩度月次祭に朝廷より伊勢に進らるゝ奉幣と併稱せられて之と四ヶ度幣(3)と云ふ。

註(1)代始和抄類從第十六雜ノ一〇九。

(2)例幣使は應仁の亂後絶えたれども正保四年に至りて再興せられたり「正保四年例幣再興次第」神道名目類聚抄」三ノ二、三。

(3)類聚三代格寛平五年三月二日ノ官符 康富記四ヶ度幣ノ事。

其他に於ては式年式日の制によりて行はせらるゝ御遷宮の翌朝亦奉幣あり、第

二鳥居に於て官幣及び勅使以下の清祓式を行ひ、太玉串奉奠の前内玉垣御門前に於て勅使御祭文を奏申す。

朝廷に於ては祈る所あり祭る所あり吉凶禍福のある毎に先づ大神宮に奉告若くは祈禳せらる。是故に四時の恒例祭以外に於ても改元遷都齋王の卜定内裏造營鑄錢天皇の御不豫海外留學生の派遣旱水戦争疫病の流行其他一般に天變地妖ある場合に於ては歴朝必ず先づ臨時大神宮に奉幣せらるゝを以て常とし給へり。

註 今序なれば紀元五六九年より同一五〇四年に至る間歴朝の如何に神宮を重んぜさせられたるかを示す表を掲げて其奉幣の一斑を明にせむ。(イ)(ロ)(ハ)は拜祭、奉幣寄進、奉幣奉告及び奉幣祈請をあらはせり。

年 號	紀元	摘 要	勅 使	典 據
(イ)崇神天皇 六	五九	奉祭於大和笠縫邑	豐歙入姬命	記紀
垂仁天皇 二五	六五	奉祭於伊勢度會宮	倭姬命	書紀一書

景行天皇	二〇	七五	奉祭	五百野皇女	日本書紀
天武天皇	白鳳(元)	二三三	天皇親祭於朝明郡迹夫川邊		同
(口)文武天皇	大寶(二)	二六三	奉杠谷樹		續日本紀
同	同(三)	二六三	供幣帛鳳凰鏡窠子錦	忌部宿禰子首	同
同	慶雲(三)	二六六	奉新羅調		同
聖武天皇	天平(一〇)	二九八	奉神寶	橘諸兄等	同
(ハ)元明天皇	和銅(元)	二三八	告平城城造營之由		同
聖武天皇	天平(九)	二九七	告新羅無禮之狀		同
同	同(二三)	二四一	供幣告遷新京之狀		同
桓武天皇	延曆(一二)	二四三	告遷都之由	壹志濃王等	日本紀略
同	同(二三)	二四四	告征夷	大中臣諸惠	同
同	同(二五)	二四六	告齋內親王退		類聚國史
同	同(二八)	二四九	告齋內親王入齋宮		日本後紀

平城天皇	大同(元)	一四六	告齋內親王歸京		同
同	同(三)	一四八	告行大嘗事		同
同	同(五)	一四〇	告齋內親王定		類聚國史
嵯峨天皇	弘仁(二)	一四七	奉幣		日本後紀
同	同(一四)	一四三	告行大嘗事		日本紀略
仁明天皇	承和(二)	一四五	告遣唐使進發	內匠頭楠野王等	續日本後紀
同	同(三)	一四六	告宮中有穢神嘗幣帛不得奉致之狀	左兵庫頭岡野王等	同
同	同(一〇)	一五三	奉幣		同
同	同(一四)	一五七	同		同
(ニ)平城天皇	大同(五)	一四〇	為聖體不豫	藤原藤嗣	類聚國史
聖武天皇	天平(一二)	一四〇	為藤原廣嗣亂	少納言大井手及中臣忌部等	萬葉
嵯峨天皇	弘仁(三)	一四三	為救疫旱		類聚國史
同	同(六)	一四五	為霖雨不晴		日本後紀

同	同(七)	一四六	爲停大風	類聚國史
仁明天皇	承和(元)	一四四	爲祈雨	續日本後紀
同	同(二)	一四五	爲防風雨之災	同
同	同(五)	一四六	爲祈年	

以上は神祇制度に就て事實の下に見はれたる伊勢奉幣を觀察したるものなり。其官供として神宮に献せられたる幣帛材料の種類品質分量等は祭により時代によりて同じからず。されど一般には其舊儀先例を重んぜられて奉幣の目的意味には變りなし。而して之を奉る儀式の最も鄭重なるは恭敬を物に表はして神慮を和らぐる所以と云べく、則ち之を以て世々の天皇は神宮に對して其歸敬報賽の誠意を表明し給へるものに外ならざる也。

二、朝廷の御崇祭神事

神宮に於ける大御神崇祭の儀式は倭姬命の奉仕以來一に高天原に在りて諸神の大御神に奉仕し給へる天上の儀に従ふを以て要旨となし、苟くも之に差ふなからんことを力められき。凡そ宗教的儀式行事には保守的因襲の重んぜらるゝこと常なれども、其専ら常典に違はざるを以て要と爲し古意に則り舊儀を重んずる精神の忠實に保存せられたることは殊に神宮の祭祀に於て明に見るべし。其神宮年中の祭祀神事の方式には夙くより典雅清潔謹慎敬虔鄭重嚴正を重んじ時處位に依りて規矩準繩に違ひ過不及なき整備を尙び秩序を正くするを以て祭祀の要義とするが如き思想の跡を覓むるを得べし。其等の儀式は民族の性格趣味慣習の現はれたると共に又其儀式的背後には假令意味の忘れられたるにせよ其所依の傳説若くは歴史ありて其等の方式形象を爲し來たれるものなり。此點に於ては其祭儀は朝廷の中に行はるゝ祭儀と其義全く同じ、次下進んで神宮の諸祭典神事に就て考察する所あらむ。

神宮に於ては古くより御饌殿の設備ありて大御神の朝大御饌夕大御饌(1)を日別に供へ奉れり(2)。其朝夕御饌の御水は天孫降臨の時御祖命の詔命によりて持下り給へる天忍井水(3)を食國の水の上に灌和し給ひしものと傳ふる豊受神宮の坤方岡片岸の御井の水を用ひさせらる(4)。而して其御飯御鹽神酒等の献備より御贄の調理に至るまで神事の違例を恐るゝこと甚しく、觸穢を慎み清淨を旨とせられたれば御饌の汚穢の如きは其最も之を忌む所也(5)。

註(1)「アシタノオホミケ」「ユフベノオホミケ」。

(2)止由氣宮儀式帳一等由氣大神宮院事ノ條

神宮雜例集一ノ二所大神宮朝夕御饌事ノ條

(3)大同本紀本書は今傳はらず。神宮雜例集一ノ御井社事引く所の逸文による

皇孫之命天降坐時爾天牟羅雲命御前立天天降仕奉時爾、皇御孫命、天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未荒水爾在介利、故御祖命御許爾參上、此由申天來止詔……御祖尊詔久、…

…天忍石乃長井乃水乎取、八盛天誨給支此水持下天、皇大神乃御饌爾八盛、又皇孫命乃御水仁八盛獻天、遺水波天乃心水止天、食國乃水於爾灌和天獻初、又御伴爾天降奉仕神等八十友乃諸人仁々斯水平令飲詔天下奉支……又云其後豊受神宮乃坤方乃岡片岸爾新堀御井一氏天忍井水平入如氏尙朝之水爾和合氏末之世乃御膳調備料爾置給水也。

(4)此水の神聖なることは神宮雜例集一ノ水干事ノ條大神宮諸雜事記二ノ永承五年六月十一日條中右記元永二年五月廿日ノ條詠大神宮二所神祇百首和歌山家歌等に出づ。

(5)朝夕の御饌は忌火として新に清淨の火を鑽りて之を炊ぎ奉る。御饌の汚穢を忌むことは皇字沙汰文引く所の大同本紀神龜五年正月十日ノ條大神宮諸雜事記二ノ治曆四年二月ノ條大神宮司神事供奉記二ノ寛元々々年七月四日ノ條等に見えたり。其の他神宮に於て清淨を尙び禁忌觸穢を嚴格にしたることは儀式帳類従本一ノ三四、三七、三九、四〇、延喜式神宮式同上齋宮式太神宮諸雜事記一ノ天平寶字六年九月十五日ノ條同上永承三年九月八日ノ條等にあり。

大神宮の新年祭は上古は二月十二日と定められたれども後十九日を以て行はる當日は朝使大神宮司と共に内院の版位に著き幣物を献じ祝詞を奏す、後直會殿に於て饗宴あり(2)。此祭は本と晝の神事なりよつて御火なし然れども後代に及びては夜に入りて行はるゝの故に御火一人宛之を進む。祝詞に於ては天下四方國人民の作る五穀の豊饒を祈り、又榊枝毎に木綿を結び付けて玉串行事を行はる古書には此祭につきて精細なる儀式を載せたり。例へば玉串奉置の時は先づ左手の御玉串を置き次には右手の榊を置く、又交替の時は我が左手に持つを人の左手に渡し我が右手に持つを人の右手に渡して更に違はず、饗宴の時は扇を以て先づ神饌の塵を拂ふを爲ねすることの如し(2)。此祭は明應永正の頃一旦廢絶せしを元祿十二年に至りて再興せられたり。

註(1)儀式帳 一年中行事  
井月記事

皇大神宮年中行事 新年御祭  
次第行事

(2)皇大神宮年中行事新年の條(續群從本 一二ノ上)参照。

神田下種祭は二月上子日(1)禰宜内人等山向物忌子を率ゐて湯鍬山に上り櫟を伐りて忌鍬を作り、之にて神田を耕し種を下す祭なり。後世之を鍬山神事と稱す。春に神田行事あり御田にて田耕歌を歌ひ田儺をするは上古の風なりき(2)。此祭畢て後禰宜内人及び神戸の百姓等始めて種子を下ろすことを得たりしは此祭が諸民の生活に密邇したる關係あるを表はせり。五月に至りて此神田を植ゑわたすときには又御田祭あり。

註(1)後二月一日に改む。神宮雜例集二ノ年中行事には二月一日内宮鍬山神事とあり、此祭は今は正式に行はれず。

(2)儀式帳群從本一ノ五一ウ。

大神乃御饌所乃御田仁到立酒作乃物忌乃父仁忌鍬令採且大神乃御刀代田耕始即田耕歌且田儺畢即諸神田耕始並諸乃百姓乃田耕始云々。

其田耕歌(儀式解二三ノ三)に云く。イト。イト。アハレヤ。イチヒノ本オノフルコトノ。  
 フハカウヘニモ。マキリアヒソラカヤ。コトシモ。アシクハヤ。鉄山ヤ。二月ヤ。山ノ  
 上。参。相。空。今年。今カメ鉄ト云コレカ  
 カミニ御トリキ木ヲマウシオロシ。ミクハヲ仕立テ。ミタヲウケツクリウヘツクル。ホ  
 御歳木ノ訛カ申。下。御。御。御田。打佃。植。作。穂  
 ノオシタテ。御前。ミクラニヲサメテ。タヒラケク。ヤスラケクシロシメサレト。ソ  
 ヤソヤ。御倉。納。平。安。知。食。

風日祈祭(1)は四月及び七月之を行ひ後世四月の祭を御笠の神事(2)と稱し七  
 月の祭を柏流神事(3)と稱す。此祭に四月十四日笠箒を供進するは(4)笠箒は風  
 雨を防ぐ具なればそれを奉りて雨甘風和に朝夕悪風雨なく年穀豊饒ならんことを  
 祈るの意なるべし。

神衣祭(5)は神服部等潔齋して三河國赤引の神調の糸を以て和衣の御衣を織り  
 麻績の連等麻を績みて荒妙の御衣を織りて皇大神宮及び荒祭宮に奉る祭にして四  
 月九月の十四日に之を行ふ(6)。此祭は天照大御神天の齋棚殿に坐し神服部等の

祖大御粹命人面等の祖八千千姫をして御衣を織りて供進せしめ給ひしてふ古傳に  
 起りてその天宮の古儀(7)を傳へたるものならむ。されば大御神の御女體及び齋  
 服殿傳説は此祭によりて永遠に其記憶を呼び起さると云へども不可なからむ。此  
 祭に赤引の神調の糸(8)を用ふるは蓋し大御神の神代に蠶を養ひ給へる傳説に因  
 める歟。祝詞(9)には服部、麻績乃人等乃常毛仕奉留和妙荒妙乃御衣平進事平申給止  
 申とあり。荒妙和妙は重要なる供物として此祭以外にも常に用ふる所なれども此  
 祭に於て其神衣を進ることは又これによりて女神の神慮を慰めんとするの旨意あ  
 るべし。

註(1)カザヒノミ。

(2)皇大神宮年中行事四月風日祈  
宮祭禮の條

(3)同上七月祭禮の條

(4)儀式帳年中行事ノ條同上月記事ノ條



延喜式四ノ伊勢太神宮

神宮雜例集二ノ二宮供ニ御笠ニ事ノ條雜例集云外宮鷄鳴供ニ御笠ニ内宮早旦併ニ御笠ニ

(5)カムミソマツリ。

(6)令義解ニノ神祇神衣祭ノ條

延喜式四ノ伊勢太神宮四月九月神衣祭ノ條

公事根源四月伊勢神衣祭ノ條

(7)大御神天宮に在りて神衣を織らしめ給ひしは書紀古語拾遺に出づ、紀には稚日女命をして織らしむとあり。

(8)赤引絲は神祇令義解にひかりありて清く美はしき絲とあれども眞淵翁は之を蠶糸とせり

(祝詞考(人) 二二オ)

古來神道祭儀に於て稻を以て五穀を代表せしめたるが如く絹を以ては糸料を代表せしめたり。神代に於ては大御神蠶織の道を教へさせ給ひたる傳へあり、又「儀式帳」には月次祭に禰宜内人等己が家の蠶糸一絢を神宮に備へ奉ることの明文(群從本一ノ五オ)

もあれば此祭にも亦蠶糸を進りたるものなるべし。

(9)延喜式八ノ卷四月神衣祭(祝詞考人廿二ウ)

神宮に於ける六月十二月の月次は三節祭(1)の一として最も之を重んぜしものなり。祭月十五日には河原十神崎に於て贊海神事を行はれ十六日河原の大祓を行ひ神殿を裝飾し神饌を調理して亥時夕の御饌を供し丑時朝の御饌を供す(2)。此祭には禰宜并に宇治大内人日祈内人已上三人己が家養蠶の糸一絢を備へ奉りて豊年を祈申す(3)。又諸々の神戸百姓より進め上る雜贊をば御贊机の上に置かれて御贊小刀持て切り備へ奉り神鹽燒物忌の燒備へ進る御鹽を合はせて備へ奉る(4)。御拜は儀式帳に「四度拜手四段拍又後四度拜奉手四段拍」(5)又は「四段拜奉八開手拍且短手一段拍拜奉天更四段拜奉八開手拍且短手一段拍即一段拜奉」(5)とあれば拍手神拜の鄭重にして其重複となる方式の早くより行はれたる一斑を見るべし。

註(1)三節祭とは六月、十二月兩度月次及び九月神嘗を云ふ。神道名目類聚鈔卷五ノ七參照。

(2) 月次祭は「ヨイアカツキ」の祭とす。其行事中最も古式を傳ふるものに興玉行事と御贄行事とあり、興玉神事は神域西北隅の石積に於て先づ地主神を祭るなり、御贄行事は鮑を獻ず、そは神宮の御前に對する御裳裾川の中洲に「トヨケノミマシ」を設け物忌内人等「ミトリ」「タマムキ」より成る御贄調舎の行事を行ひて其儀最も鄭重なり。

(3) 儀式帳(群從本一ノ五四ウ)

(4) 儀式帳年中行事六 月例の條

神道に用ふる燔供 Brandoffer の起原は明かならざれども此條に於て鹽燒御忌の燒鹽を進むることは注意すべし。

(5) 類從本一ノ五六オ

(6) 同本一ノ五八オ

神嘗祭には新穀もて作れる「ミキ」「ミケ」(1)を大神宮に奉る諸祭中最も舊くして重き御祭典なり。此祭は嘉穀の本源は天上に於ける大御神の狹田長田に生り出

でたるものなるを天孫降臨の時大御神其稻穂を添へて下し給へる古傳に由來し、其神恩を感謝するの意味あるが如し(2)。然れどもまた二月祈年祭に於て奥津御年の豊穰を祈らせ給ひたるに應へては其禮代として新稻もて報養の儀を擧げさせ給ふものなるべし(3)。其供物(4)としては御酒御贄懸稅(5)を進り又鱒物藻菜等を獻ず當日は禰宜大内人各々明衣を着けて左右に分れ宮司中に立ち使の忌部は幣を捧ぐ。次に使の中臣使の王入りて内院の版位に就く。使中臣詔刀を奏し神宮司も亦祝詞を宣る、餘儀は月次祭に同じ(6)。此祭は垂仁天皇の御時に始まる(7)其後朝廷にては毎年例幣使を立てられて官幣あることは上に述べたり。

註(1) 御酒、御饌

古言ミキとは御氣の意ならん。ミキを供ずるは「ミケ」の外に香氣を供物とする所以なるべく、ミキは神道儀式には「クロキ」「シロキ」として古くより最も多く用ひらる。

(2) 明治元年十一月十五日の祭祀布告參照。

(3) 此祭祀の年内に於て祈年祭を春秋相連關したる古意によりて行はるゝことは由貴の夕の大御食をば禮代の神嘗として上る神嘗祭大御饌祝詞(神嘗祭式 六ノ四一)を參看すべし。

(4) 延喜式八ノ神嘗祭祝詞。

(5) ミキノオムベカケデカラ。

(6) 大神宮式九月神嘗祭(祝詞考(人) 廿七オ參照)

(7) 此祭は皇大神多氣佐々牟江行宮に坐しまし、時、眞名鶴一羽北方より飛び來りてその鳴聲晝夜止む時なかりしを、倭姫命怪みて見しめ給ふに葦原の中に本一株にして八百穂したる稻穂を白鶴咋ひ持ちて捧げ奉る形狀をなせり。皇女甚く歡び給ひて、その稻を以て大御饌進りて神嘗由貴の御祭を行ひ給ひたるに起原せるものとして傳へられたり(この命世記に見ゆ神嘗提要九四神) 嘗祭の條に尙ほ委しく云へり。

神宮に於ては其祭祀の年中行事によりて反復せらるゝのみならず、古來二十年(1) 毎に又遷宮祭を行ひ神殿を造替して神座奉遷の御儀式あり。此祭は「皇家第

一の重事神宮無雙の大營(二)とせられ其式年には古くは一般に天下の斧音を停止せられ、私宅の造營を禁せられたり(三)其祭の重んぜられたること知るべし。其御遷宮の以前に於ては諸々の準備祭式行はる。その最初にあるを山口木本祭となす。

註(1) 後村上天皇の興國六年に二十一年にして皇大神宮の遷宮ありしより、此例に據りしこと少しとせず。又寛正三年御遷宮の後永祿天正に至る間は式年の制中絶したることあれど古くより二十年遷御を以て長例とせられたること大神宮諸雜事記白鳳十四年ノ條、皇大神宮儀式帳一新宮造奉時行事拜用物ノ條、延喜式四大神宮等に見えたり。之を正遷宮と云ふ、火災等の變に由り已むことを得ず式年の制に従ふこと能はざるものは、臨時に遷御す。臨時遷御は或は前式年より算へ、或は其年より算へて古來の例二様あり。

(2) 遷宮例文云。夫伊勢二所大神宮廿年一度之造替遷宮皇家第一重事神宮無雙大營也。

(3) 古老口實傳群書類從卷第十神祇ノ一〇

山口祭は御造營の神材を伐採せんとするに當り先づ御杣の山口の神を祭り伐木總體の上に障害なからん事を祈請するなり。忌物神饌神酒白鷄鷄卵等を供進し童女忌鎌を執りて草木を刈り取る作法あり。木本祭(1)は心の御柱御用材を伐採せんとするに方りて御料山の木本に坐す神靈を祭る、内宮は童男(外宮は童女)忌斧を以て御柱木を伐りまつる式を行はる。御正殿御棟持柱となるべき御料材を宮中に曳き入れ奉るには御木曳初式あり、御造作工事を始むるには木造始祭あり。宮殿を造營せんとするに先ちては大宮地に坐す神靈を祝祭する鎮地祭あり、鎮地祭にて大宮地の中央四隅に幣を立て忌物以下の神供を捧げ童女忌鎌を執りて草刈初めをなし忌鎌を以て土を穿ち奉る。其他假御樋代木伐採式立柱祭御形祭上棟祭檐付祭御戸祭等あり、是等の祭畢りて後御船代祭心御柱祭あり、御船代木を造る爲には又吉日を卜して祭の告刀を申し先づ忌鏝を以て木本切始むる莊嚴なる儀式あり。心御柱奉建は正殿の御床下に齋柱を奉飾する行事にして夜中之を執行せら

る。次に杵築祭あり、正殿の御柱根を築固め奉る祭儀にして大宮司以下白布の明衣を懸け白杖を携へて正宮に參進し先づ祝詞を奏上し、次に祝歌(2)を謠ひつゝ、白杖を以て順次に御柱根を築き固め奉る。次に後鎮祭川原大祓御飾等を行はれて後遷御あり。

註(1)御造替の神材を伐採する御料山を宮城外の他山に定められし以後に起りたる祭事に「御杣山木本祭」の名あり、宮山の木本祭と其性質同じ。

(2)「遷宮例文」杵築神詔に云く。掛長幾五十鈴乃宮乃杵築志氏杵築志氏國會榮留郡會榮留萬世萬天天照大宮地呂如此仕奉良萬世萬天萬世萬天知波夜不留五十鈴乃宮仁杵築志天國會榮留萬津世萬天萬世爾。元亨三年内宮遷宮記記載する所のキツキ調に云く。

カシコシヤイス、ノミヤノ、キヅキシテケリ、キヅキシテケリ、クニゾサカユル、コ  
 ホリゾサカユル、サトゾサカユル、ヨロゾヨマデニ、ヨロゾヨマデニ、アマテラスオ  
 ホミヤドコロオホミヤドコロ、カクシツツツカヘマツランカクシツ、ツカヘマツラン、

遷御は正宮より新宮に御正體を遷し奉ることの儀なり。先づ第二鳥居に於て祓清式ありて後勅使以下太玉串を執りて正宮に參進奉奠して御祭文を奏申す。正殿の御戸開き奉れば正殿内灯油燃ゆ、御船代開き奉り御正體をば禰宜頂き奉り遷奉行幸の時は先づ禰宜次に宇治内人次に大物忌父等人垣立て衣垣曳て捧げ奉る。新宮玉串御門に立留りて三遍音を爲し瑞垣御門に留りて又三遍音を爲して後參入あり(1)。禰宜正殿の内に入坐すれば御裝束を初め其他注文の如く讀み申して進献し畢りて八度拜し奉る。

註(1)儀式帳 皇大神御形新宮  
遷奉時儀式行事

神の奉仕に其一定の期節を設くることは其祭儀に權威及び秩序を與へ其歸敬禮拜を嚴明にする所以なり。其組織せられたる年中恒例の御祭典は最も古雅莊嚴なる神宮の古式を保存して鄭重を旨とせらるゝ所なれども遷宮祭に於て殊に其然る

を見る。此祭は一歳月を以て終始する神宮御祭典以外に於て式年式日の制によりて神宮の大祭として上古より行はれ今に至りて絶ゆることなし。

### 三、民間祭事及び宗教的風習

上に擧げたる神宮遙宮以外に於て大御神は又神明宮の名によりて古來諸地方に崇齋せらる。神明とは神明中の神明(1)なる意なるべし。單に神明と云ときは大御神を稱し奉るの慣例なり。後には神明宮必しも悉く大御神を祭りたるものと斷じ難きものあれども、上古は諸國に大神宮神領あり(2)。其神戸神田御菌御厨の所在地に於ては多くは神明宮を設けて大御神を通俗的に崇拜したり、此日の神の宮は地方民俗たる日待行事(3)と相俟ちて庶民信仰に地方的中心とせられたるもの多し。

註(1)年中行事秘抄 下賢所  
雜事ノ條

(2) 神風鈔類從本(卷九)ノ一以  
下二所大神宮御領

(3) 上古より民間に行はるゝ日待神事を参考すべし。此神事は本と日待の前七日別火物忌齋戒沐浴して内(心)外(身)を清淨にし、山上に宮籠りし未明に起きて神酒御供を獻備し燈を立て、日の初めて出づるを迎へたるものなり。(故に先覺者中日マチ日マツリの義にして日に奉仕するの意と説ける者もあり)此神事の起原に就ては『年中故事要言』(三七ノ)に人皇五十二代嵯峨天皇の御時天照太神の御告に依て卜部氏の祖春日大明神より二十七代の孫知治丸と云ふ社務に勅命ありて、王城の東山如意が嶽にて日高見を造り魚肉を供へ別火して日待をなさしむ、此時より日待月待のこと起るとあれども疑ふべし、猶よく考ふべし。

神宮は神と人との間に介在し神事を以て神に仕へ且諸民と常に直接するが故に神宮崇拜は此等神宮の媒介によりて一般民間に弘布せられたるも亦少からず、此關係を觀察するに於て先づ注意を要すべきは神宮御師の祈禳なるべし。御師は又

詔刀師とも云ふ(1)。神前に於て諸民の爲に祈禱するによりて此稱あり。神宮は本と佛教を忌むこと(2)甚しけれども佛教次第に弘まると共に佛家は常に大神宮に近接せんとし其結果は或は兩部習合神道、或は日蓮神道に現はれ遂に大神宮寺の建設を見るに至り神宮禰宜にして佛教を信する者を出したり(3)。遂に佛法は大神宮の御守護によりて繁昌すとなし其祈禱文の雛形をさへ生じ御師は庶民の爲に祈禳の依頼に應じて之に卷數を授け初穂料を受け延いては此等參詣者を止宿せしめて營業となすに至りたり。御師が御祓大麻を其檀家に配布したることは内宮二の神主藺田守晨の上書文に一萬度御祓大麻のことを載せ又神境雜例二の卷引く所の檜垣兵庫家古文書に神宮御祓箱尊崇の狀を載せたる文に依れば永正大永享祿天文の頃神宮より盛に大祓大麻を出し、ことは明かなりと云ふべし。天文曆數の道は占相祭禳に關する方事と共に本と陰陽道の掌る所なりしが朝廷は其勘文によりて方位日時吉凶を定め之を以て改元又は年中行事の準則とし給ひたれば曆數

の自ら公事神事に重んぜられたる事久し。師職の御被配附の際添へて壇家に贈るを例としたる伊勢曆は山田の曆師之を造り土御門家の校合を請けて之を發行すれども本と京都の官曆に淵源したるものなり。而して其曆に全國農家の重要日(4)を早くより記入したるは是れ神宮が農穀の神として諸國百姓の中心に叶ひたりし消息を示すものあらむ。

註(1)御師の事は古くは弘長元年(一九二二)十二月權中納言隆行卿記(伊勢勅使部類上卷)に出で、詔

刀師の事は安貞二年(一九八八)内宮御遷宮雜事九月廿五日條に出づ。

(2)延喜式大神宮忌 儀式帳類從本一 文保記文保二年二月十七日大神宮司ノ廳宣屏息古事ノ條

(3)參照 神都名勝志三ノ光明寺 神境奇談二ノ僧尼科處の條

(4)八十八夜二百十日小書のこととは貞享二年二月二十五日山田三方より幕府に出願せる伊勢曆自由開版の願書に在り、其全文は伊勢神宮(附説ノ七三)に載せたり。

殊に注意すべきは諸民の間に於て神棚の日常禮拜せらるゝことなり。民間各自

の家には古くより家庭の神として其家の祖神及び氏神(1)の外に又其大御祖たる皇祖神靈を齋き祀りて之を家庭の最上神として崇拜するの風習あり(2)太古に於ては大御神御父伊弉諾大神より得給ひたる御頸飾の珠を「ミクラタナノカミ」(3)として奉安し給ひたる傳へあり(4)。天孫降臨の後は世々の天皇天祖御靈を殿内に奉祀し給ひ、又大和大國魂神をも殿内に齋祀し給ひたる傳へ(5)あれば庶民の家内に神棚を拜祀するは此等の古傳に因める歟。兎に角神棚は佛教渡來以前に在りては各自の祖先を祭りし場所たること明かにして此處に其天祖を祭りたるも亦一朝一夕の事にあらざるを知るべし。

註(1)祖神ならざるも殊なる由緒ある神とは汎く之を氏神と稱するものあることを注意すべし、藤原氏が春日神社の外に鹿嶋香取の二宮をも其の氏神となせる如きは是なり、其他物

部氏の石上、尾張氏の熱田宮に於ける、橘氏の梅宮に於けるも此類なり。

(2)佛教徒と雖も佛壇と神棚と二箇の崇拜所を家庭に設け、佛壇には其祖先の位牌を安置

し、神棚には神宮の大麻を奉安して之を崇拜したるもの多し。但し近世に於ては基督教信者等もあれば此慣例は一樣に行はれず。

(3) 御倉板擧之神 記註訓三板擧一云多那一

(4) 記古訓本上ノ一七ウ。

(5) 紀 五崇神天皇六年ノ條

グリツフェイス及びハーン等は神道を説くに自然宗教を以て祖先崇拜に本づいて起るとし、祖先崇拜を以て日本宗教の基礎となす。然れどもノツクス及びアストン等は之と反對したる見解を有せり。ノツクス等は祖先崇拜は支那の影響にして日本本來の宗教にあらずとすれども日本上代に於て夙く祖先崇拜の風ありしことは事實なり。神代に於てあらはれたる御祖祭の形跡は上に述べたり。

参照 Knox, The Development of Religion in Japan, pp. 66—67; Aston, Shinto, p. 44.

次に神宮崇拜に關する其宗教風俗としては參宮及び參籠あり、これ遠近の諸民

相團結して水路或は陸路に由りて伊勢神宮に順拜するを云ふ。參宮は全國庶民の一世一度は必ず爲さざるべからざる所とし、各其地古來の慣習に従ひ其大小の宗教的團體を作りて參宮す。又後世大凡六十一年目には「御蔭參り」「抜け參り」(1)等と稱して全國庶民の狂奔して神宮に參拜するの慣習あり。故に神宮は日本全土に於ける老若男女の集合する場所となり、庶民の其處に參詣して同一の宮を拜する者は又國民的に其處に於て相互の友情を温むることを得たりし也。然れども一方此等民衆を招致せむが爲に娛樂的に案出せられたる歌舞賑やかしも亦少からず、太々神樂の如きは其一例なるべし。かくて祭時に諸方より聚り賑はふ民衆は、不知不識の間に其參拜の數日乃至十數日を、樂みて神宮の爲に献ずる也。

私人の奉幣及び庶民一般の參宮は上古に於て禁止せられたる所なり。延喜式(2)には凡そ王臣以下は輒く大神宮に幣帛を供するを得ず其三后皇太后は若し應に供すべき者あらば、時に臨んで奏聞せよとあり。此制度は當時幾分神宮に對す



る私人の禮拜祈禱を抑制するの效果ありしならむ。然れども却りて之が爲に威靈赫々たる天祖の神靈に祈請せんと欲するの民情勃然として反興し其の到底抑止すべからざりし事實を見る、永承三年宣旨(3)を以て重ねて殿に兩宮の私奉幣を禁せられたるが如き以て能く其間の消息を説明すべし。

然れども其制後に復た破れて(4)遂に庶民崇拜の一般慣例と爲りたるは其神宮に對する通俗崇拜の終始一貫して其信念の根蒂深く牢として抜くべからざるものあるを知るに足るべし。

註(1)御蔭参りとは費用の有無を論ぜず参宮し、抜け参りとは父母の許否に拘はらず、抜け

出で、参宮するを云ふ。此風習は寛明日記等に依れば慶安三年の頃より流行し次第に盛

なりし如し、事は玉勝間三の卷明和續後神異記、御蔭参宮文政神異記等に出づ。

(2)延喜式四の大神宮の條。

(3)詔刀師沙汰文所載正應元年五月神宮禰宜運署之陳狀參照。

(4)皇太神宮儀式解二一の私奉幣條參照。

大御神に神御田神戸を進るもとは倭姫命御杖代として御鎮座地を諸國に覓め給ひたる時大倭國造伊賀國造伊勢國造等各々其神御田并に神戸を進りたること見え同様の事例は其他にも尙甚多し(1)。

神の馳乘に供せんが爲に神馬(2)を進献することは夙く稱徳天皇紀(3)儀式帳

(4)延喜式(5)等に見はれ時宜に従ひて或は赤毛の馬を進り或は黒毛の馬を進りたり(6)。後世此幣馬は朝廷より献進せらるゝことの廢れたる後も諸民の間より牽進したる例多し(7)。吉日を以て御馬を牽進せんとする時は豫め御轡及び馬衣を更め先づ二鳥居に於て御鹽をふりかけ御巫内人祓清す。玉串の行事所にて御馬飼の内人請取申、玉串の御門の妻に曳立御鞍をば西寶殿に納め御馬をば神宮に奉る。曳進の作法によりて神事を執り行はる(8)。

註(1)命世記伊勢御饗

儀式帳類從本(卷一)三

神風抄類從本(卷九)の一以下神宮御領

(2) カミノコマ (ジンメ)

(3) 續紀 三〇の寶龜元年八月の條

(3) 儀式帳 年中行事、井月記事、二月例、六月例、九月例、等

(5) 延喜式祈年祭ノ條

(6) 祈雨に黒毛馬を獻じ、祈晴に赤毛馬を獻ずること幣馬一般の慣例なり。神宮に黒毛馬を上りたることは稱徳天皇寶龜元年八月の條に、赤毛馬を上りたることは氏經卿神事記 二年十月廿六日 權御馬の條に在り。

(7) 吾妻鏡 二養和二年正月二十八日 大神宮儀式解 五幣馬

(8) 神馬雜記 慶安二年御太刀 御馬代奉納覺書

神馬は祭祀報賽慶賀(1) 若くは祈請に際して進獻せられ特に戦亂の世に於て牽進せられたるもの亦少からず、其の最も著しきものを文明記載する所の荒木田定治の注進文となす。

註(1) 儀式帳 一年中行事并月記事 二月例六月例九月例

延喜式 一ノ四時祭大神宮 大神宮度會宮各加馬一匹

## 天照大神の神學的研究附録

## 第一章

## 天照大御神と高皇產靈神の御名

神名「高皇產靈」の分析を試みるによりて、先づ以て吾人の直に氣づく所のものは、蓋し此の神名の日の神の「日」に縁あらんといふことなり。宣長は「記傳」の三に此の神の御名義を解して曰く。「タカ」は美稱なるべし、「ミ」も美稱なり。「ムス」は男子女子、又苔の牟須などいふ牟須にて物の成り出るを云ふと。又曰く、凡て物の靈異なるを比といふと。是れ此の神が凡て物を生成産出する靈異なる神徳を具へたること、御名の意義にあらはれたりとするなり。

此の神が萬物を化育生成するの徳用顯著にして、其の神格は古傳に於て尊み重んぜられ、其の神名の多きことも亦、此の神の徳用を致ふに於て注意を要すべき所なるべし。今古典に見はれたる所を以て云へば、此の神は、『記』には高御產巢日神又は高木神として、『紀』には、高皇產靈尊としてあらはれ、『古語拾遺』には高皇產靈神（古語多賀美武須比）、『新撰姓氏錄』には高彌牟須比命、御巫祭神八座中の祝詞竝に『三代實錄』には高御產日神、祈年祭祝詞及び出雲國造神賀詞には高御魂命、『山城國風土記』に天照高彌牟須比命とあり。其の他此の神に關しては、薦枕高皇產靈神或は火產靈、和久產巢日、玉留產日、或は生産日、足產日、角擬魂などの名稱あること後に説明するが如し。

此等の神名に關して注意を要すべきは、其の「產巢日」「產靈」「產日」「魂」等の文字を用ふるに拘らず共に之を「ムスビ」と訓すること、竝に其の神名中にいづれも「ムスビ」を含みたることなり。古言「タマシヒ」によりてあらはさるゝ意

味と、「ムスビ」とを相通はせて用ひ、「魂」字を書きて「ムスビ」と訓するもの、日本神名に其の例多し。是れ「タマシヒ」なる言語が「ムスビ」即ち生成化育の原因を爲せる靈的活力として考へ得らるゝに似たれども、正しく言へば、魂の根本的の働きは産靈ムスビにあらずして、「タマシヒ」其のものが、即ち我が國の古書「ヒ」なるにはあらざるか(1)。「タカミムスビ」なる神名中に含まるゝ「ヒ」は其の神の徳用をあらはし、其の靈的活動を示唆し得る、最も根本的古言(獨り古言といふのみならず、之を一音一)として、注意せらるべきが如し。宣長が「凡て物の靈異クシビなるを比といふ」と説けるも、蓋し此の意ならんか。果して然らば、天照大御神を日ノ神と申すも「天地間に比類なく、靈異なるが故の御名」と解し得らるゝこと、亦當然にして、日ノ神が御名の上にて此の神と親縁あること、これを以て知るべきなり。加之、「記」に「高御産巢日」、祝詞に「高御産日」と書して、「日」字を用ひたるもの、一層明瞭の上に述ぶる所を示唆せるものと言ひ得らるべし。天照高彌牟

須比命(山城風土記)なる神名に就ても亦注意すべし。二神の神名に、此の如き親縁あることは、下に述ぶるが如き二神の諸關係を考察するに於て、果して何等の意義なきか。此の二神の御名の上の關係は、其の二柱の神の有する傳說的關係及び、其の神徳靈能の相似たること等を合せ考ふるによりて、更に其の意義深きものあるを覺ゆるなり。

註(1)「古事記」には高木神を以て高御座巢日神の別の御名とせり。「記」本の註「是高木神者」以下十四字参照。「三代實錄」に見ゆる「高樹神」に就ての記事「記傳」十三——全集一ノ七三一参照)此の神名は高氣の神の意と解する説なきにあらざれども、先哲の解釋に従へば木は具比ツクヒの切音にて具比は具美ツクミと相通ひて、クムとも活クムく言、クムは芽ぐむ、涙ぐむといふ如く、物の初まり芽ぐすをいふ辭なれば、即ち産靈ムスビと同意なりとせり。

(2)天照大御神の御名の「日」に縁あるは言ふまでもなけれど、又「ミタマ」と呼びたる例

もあり。神功紀に大御神のことを撞賢木殿之御魂とあるにつけて、『玉かつま』には、次の如くこれを説けり。撞は借字にて齋賢木の意にて、殿といはむ料の枕詞なり。「殿之神魂」とは、天照大御神は伊邪那岐大神の糠原の御輿に成り出でましくて清らかなる御魂に坐よしなり(『玉かつま』卷ノ四本居全集四ノ七四)。

## 第二章

### 造化神としての高皇産靈神

高皇産靈神の御名に「タカ」及び「ミ」の美稱のあらはれたるのみならず、古典は尙ほ此の神を以て最も尊貴なる神格として傳ふるに於て相一致せり。而して吾人の注意を要すべきは、此の神の蚤く造化神として傳へられたることなりとす。『古事記』及び『書紀』一書に従へば、此の神は天地初發の時、高天原に成り坐せる神として、天御中主神の次に成り出で給ひ、且其の神名「タカミムスヒ」がよく尊貴及び産靈の意味をあらはせり(1)。而して此の神が獨り神成り坐して御身を隠し給ひし神なること(2)は、先づ以て記憶せらるべき諸項なるべし。

註(1)『書紀』一書には「高皇産靈」の文字を用ひ、「皇産靈此云美武須毗」とし、『古語拾

遺」亦「高皇產靈」の文字を用ひ、「古語多賀美武須比」と註せり。古語に之を稱すと註せるものは、後人の私に解釋したるにあらざるの意を示すものなれば、「古語拾遺」なる書名の暗示するが如く、殊に注意を要すべき所なるべし。

(2)「記」の此の本文を隱身カクレミなりと訓ずる説なきにあらず、「隱身とは御靈を申す」と云へる解あり、亦同じ(「日本書記傳」卷ノ二参照)

此の神を以て造化神とすることは、此等の叙述を以て明瞭にせられたりといふべからず、然れども次に掲ぐる「書紀」の文は、此の神に關して明に、天地鎔造の文字を用ひたり。

三年二月……月神著、人謂之日我祖高皇產靈有「預鎔」造天地之功、宜以民地奉(日本書紀)上(一五顯宗)

「古事記」上卷に於ける太安萬侶の序文には、此の神を以て明に造化神として曰く。

乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開。二靈爲群品之祖。

「三神」の名稱は「書紀」にも見ゆれど、そは「紀」の本文に謂はゆる「乾道獨化」の神たる、國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊を稱するものにて、茲に「參神作造化之首」とある參神と同じからず。此の參神は「記」に「三柱神」とせる、天御中主神及び兩產靈神を移すこと疑ふべからざれば、和銅五年(712A.D.)正月太安萬侶が、「古事記」を上りたる當時に於て夙く高皇產靈神を造化神とせる信仰の存したること確實なりと云ひ得べし。

然るに一方「書紀」にありては、其の以前(傳說的に云ふ)に於て顯宗天皇(在位487A.D.)の時、此の神を天地鎔造の神とせるの傳へありしことを載せたり。此の神を造化神とするの信仰、果して夙く西紀第五世紀に於てあらはれたりしや否や。「鎔造」の意を「記」の序文なる「造化」の意義と同じからずとするも、將た其の意義を同じと解するも、此の傳へありしと云はる、顯宗天皇の御代に於

て、其の信仰起りしと直に斷じ難きは言を俟たず、此の鎔造の意を造化の意と全然同じと觀るか、若くは假りに顯宗紀の文が、此の神の造化神として信せられしを傳へたりしとするも、其の傳説の見はれたる第五世紀に、即ち其の謂はゆる「傳に於て有る所の年代」に果して其の信仰が事實として存在したりしや否や。此れだけの材料を以て明に斷じ難きことは勿論なり。されど『記』の序文に載せたる文字は、これに反して明に其の撰修者が、此の神を以て造化神として信じたること極めて確實にして、従つて造化神としての此の神に對する信仰は、遅くとも西紀七一二年に存在したるは嚴明疑ふべからざる事實と斷定することを得るなり。

然るに安萬侶は元明天皇（在位七〇八—七一四A.D.）の勅を奉じて、阿禮が誦する所の勅語舊神を撰録し、阿禮は天武天皇（在位673—686A.D.）の勅を奉じて、帝皇日繼及び、先代舊辭を誦み習ひたれば、吾人は高皇產靈神に關して、安萬侶

の信じたと略々同様の信仰の『記』(712A.D.)『紀』(720A.D.)のあらはれたる以前より存続したることを想像するに難からず、殊に顯宗天皇紀に於ては、元明天皇の御代よりも二百有餘年の以前に於て、上に擧ぐる事實の存したることを傳へ、加之其の傳説に尋で月神託宣の結果として、高皇產靈神に獻せられたる神社の建設せられたる事實の記載せられたる等によりて察すれば、造化神(1)としての高皇產靈神の信仰の七一二年以前より存続したるものなること疑の容るべきなしと考ふるなり。

次に吾人は茲に謂はゆる造化なる言葉によりて果して何を意味したるか、其の觀念の内容に關して一言するの必要あり。「鎔造」若くは「造化」の如き漢字が漢意を傳ふることは勿論注意を要すべき所なれども、これを以て獨り神成り坐して御身を隠し給へる神の觀念を直に支那思想の所産として斷じ難かるべし。又造化神と稱するも今日基督教神學者會の考ふる如き造化神と直に其の神の觀念の内容

を同一視すべからざること、將た言を須ひざる所ならむ。其の造化に關する物語と雖も、人が粘土を以て土偶を造るが如く神が天地の外に在りて、天地を創造するが如く、物語らるゝにあらずして、『紀』に

開闢之初……天地中生一物一狀如葦牙一便化爲神號國常立尊

とあるが如く、開發的に天地の生成開闢を説けるも亦注意すべし。而して高皇產靈神の後にあらはるゝ伊邪那岐神の神話にありても、此の神が大八洲其の他諸島諸神を自己の腹中より産出するが如く物語りたるの傳へあるも亦同じ。

註(1)茲に造化三神の一として見はるゝ神產靈神に就ては、注意を要すべき二種の古傳あり。『記』及び『紀』一書の傳ふる所に依れば、此の神は高皇產靈神に次ぎて高天原に成り坐せる神にして、相並びて兩產靈神として知らる。或時は御一柱の如く他の時は御二柱の如く交錯して古傳にあらはる。故に高皇產靈神と大御神との關係を攷ふるに就ては、又此の神に關する傳へを注意すべし。『古語拾遺』には、此の神は高皇產靈神、津速

產靈神と共に天御中主神の御子として傳へられ、三產靈の一とせらる。

高皇產靈神が造化神として信せられたること、上に述ぶるが如し。而して其の造化の生成若くは生産を意味すること著しきは、產靈神の神德靈能に關する物語を見ても容易に首肯し得らるゝ所ならん。(創造と生産の觀念の間に緊密なる聯想の行はるゝことは他國民族の間に於てもこれあり、日本に於てのみ見るにはあらず、アストンはこの問題に就きて Bara 及び Jalad の場合を擧げてこれを論せり。)而して後に掲ぐるが如く、人間神を以て此の造化神とし(『新撰姓氏錄』にあらはれたる高皇產靈神)又は造化三神の一たる天御中主神を以て日本人のみの造化神とせるが如き古傳を生ずるに至りたり(平城天皇の勅に見えたる『倭漢惣歴帝譜圖』に出づ)。

此の神が造化神として古典に見はるゝこと此の如し。而して此の神の徳用盛なることは、其の御名の多きのみならず、上代に於て此の神の尊み重んぜられたる多くの事實の討ぬべきものありて知るべし。宣長が此の神に就て「世に神はしも



多に坐せども此の神は殊に貴く坐々て、産靈の御徳申すも更なれば、有るが中にも仰ぎ奉るべき神になむ坐ける」と云へるもの、誠によくこれをあらはせり。即ち古傳に於て此の神が屢々大御神と共にあらはれ、若くは大御神の背後に存する神として物語られ、後には此の二柱神を一體とするの信仰をすら生ずるに至りしこと亦怪むに足らざるなり。今此の二柱の神が古傳の上に如何に親密に見はれたるかを觀るに先立ちて、尙ほ少しく此の二柱神の神徳靈能に就て考究する所あらむとす。

## 第三章

### 二柱神の神徳靈能

高皇産靈神の御名の上に、生産の意義のあらはれたるのみならず、此の神に關して夙く造化神としての信仰あらはれたること上述の如し。天御中主神は唯御名によりて知らるゝの神にして、古傳の上に其の神蹟を傳へざれども、高皇産靈神は屢々古傳の上に再現して「生々」の原理を具體的に實現せり。

古典の記す所に依れば、兩産靈神の御生坐以後に於て見はるゝ神に、角杙神ツヌクヒ活杙神クヒあり。亦産靈と通ふ意義を有する神々として注意せらるべし。「書紀」に依れば此の二神は明かに岐美二柱神の前にあらはれたる男女の神とせらる(紀一書)。先哲の解する所に依れば、杙クヒは具美クミと通ひて具牟クムとも活クヒく言なり。されば角杙ツヌクヒは

角具牟ツノクムと同意なり、葦などに角ぐむと云も、角の形して生初オヒツムるを云ふ。又なべて、木草の生初るを芽ぐむと云、涙の出初るを涙ぐむと云て、具牟はすべて物の初まり芽ざすをいふと。『記傳』十三—全集一ノ七三。果して然らば、其の意産靈に同じきものなしとすべからず。此の説想は角杙神を『新撰姓氏錄』に角杙魂命といひ、活杙神を生産日神とも云へるによりて、其の確實なる説明の關鍵を見出し得たるの感なしとせず。

然るに一方高皇産靈の御子を見るに、豊トヨと云ひ、「産靈ムスヒ」と云ひ類を神名とせる御子多く、而して其等の御子神ミコカミの活動は、又いづれも産靈の働きとして注意せらるべきもの少からず。

『記』及び『紀』一書には、兩産靈神を擧げたるに、「古語拾遺」に在りて、津速産靈神をこれに加へて三産靈神を作り、津速産靈神(此の書の本文には)を以て兩産靈神の御兄弟神として傳へたり(篤胤は此の「古語拾遺」の傳へを)。然れども此の傳(さかしらの説として極力排斥す。)

説以外に於て吾人の茲に三柱産靈として注意せんと欲するは、産靈の根元たる(若くは大産靈神たる)皇産靈神ミムスヒより派生したる諸神とも見らるゝ鎮魂の祭神中、八神殿の神の中なる次の三神なり。

## 一、魂留靈神

## 二、生産靈神

## 三、足産靈神

これに「高」神「兩産靈神を加へて鎮魂の五産靈神となす。謂はゆる鎮魂に關して「ミタマシヅメ」と「ミタマフリ」の二つの意味を注意すべきは、鎮魂の祭神に就て考ふるも明かなり。鎮魂祭に此等の神を祭るは、此の神々に生成活動の力の賦與、生命の安全長久を請ひ願ふなり。こは高神兩産靈神は、生成の二方面をあらはし、魂留産靈神は魂の分離を留めて「ミタマシヅメ」の意をあらはし、生産靈神は「ミタマフリ」の意義を有する神、足産靈神は平和満足を與ふる神とせら

れたるを以て之を知るべし。〔令義解〕に鎮魂を解して、招<sub>ニ</sub>離遊之運魂<sub>ニ</sub>鎮<sub>ニ</sub>身體<sub>ニ</sub>中府<sub>一</sub>とあるものよく「ミタマシヅメ」の意をあらはせり。

此の鎮魂の神事は夙く神武天皇の時に行はれたる傳にあり。(此の神事には高皇產靈神を祭る。)又八神を祭ること御巫の祭る八神祝詞に見えれば、此の神事の古きこと知るべし(一)。

註(一)鎮魂神事に就ては古く天鈿賣命の故事より起るとすると、饒速日命より傳へられたりとするの二傳あり。古事類苑には神武天皇の時宇摩志麻治命が其父饒速日命の天より將來せし十種の瑞寶を獻ぜしを以て起原とす。

此の如く我が古傳に、兩產靈の神と三產靈の神とありて古くより著はれたり。而して此の三產靈神は兩產靈神の後にあらはれたるのみならず、又兩產靈神より派生的に現はれたる產靈神の形として考察することを得べきなり。

造化神としての兩產靈神は、又漂へる國を修理固成し、大八洲山川草木及び諸神

を生み給へる神としての那岐那美二神の原型神として考へ得べきものなきにあら<sub>ズ</sub>。事<sub>ノ</sub>戸度の傳記以後にあらはるゝ伊邪那美神は死界の神として一日に千頭<sub>チカシラ</sub>を絞<sub>クビ</sub>り殺す破壊の神としてあらはるれども、伊邪那岐神は尙ほ一日に千五百人<sub>チイホヒト</sub>を生む神「天ノ益人」を造る神としてあらはれ、又永遠に日少宮に生存し給ふ神としてあらはる。而して又此の精が光明温暖の源泉として萬物に生命を與ふる日神の御父としてあらはるゝは、產靈に關する所なしといふべからず。

日神と產靈神との關係を考察せんとするに當り伊邪那岐神以外に於て尙ほ看過すべからざる神は、迦具土神、稚產靈神及び保食神等の諸神なるべし。迦具土神は即ち火神にして、日は天上の火の如く、火は地上の日の如く、其の光と熱とに於て相似たるのみならず、又日と火と其の音相通じ、傳説上に於ても亦火神は日神と御兄弟なり。火神迦具土神は亦名火產靈神<sub>ホムスヒ</sub>といふ。「ヒ」とは奇<sub>クニ</sub>く妙なることのかぎりをいふと篤胤は云へり。日と火と言義異なることはなきを漢字渡りて後、

天つ比には日字を當て燃ゆる比には火字を當てたれば言義の異なるが如く思はるゝに過ぎざるべし。これを火産靈神といふは、世に火ばかり奇靈なるものなく、且其の功益の上より言ひても尊み重んずべきものなればならん。而してこれを「ホムスヒ」とするは、即ち火が生命の根源たる日と本と同じきことを暗示せりといふべく、又此の日神に親縁ある火神を産靈神とする事實より日神が高皇産靈神との關係淺からざること自ら明かなりとも謂つべし。生物たる草木の自ら火を含むの傳へ、及び水底に生り出づる物さへ火は含まりたりとする傳へ（櫛八玉神海底なる海布海葦を咋出て火を鑽出たる傳）あるも合考すべし。又此の火神の天上に坐す御靈の名を津速産靈神（此の神は『古語拾遺』には、高皇産靈神の御弟としてあらはる）とせる傳へあるものまた偶然といふべからず。

火産靈神の御子に稚産靈神あり、亦の御名若御魂神といふ（日神の傳へにありては稚日靈女命を聯想せしむ）其の御子に保食神あることも亦看過すべからず。

此の神は五穀及び食物を司る神なるが故に、産靈に關すること固より著しきのみならず、亦の御名を宇迦御魂といへるも亦注意すべし。而して此の神が又古傳の上に日神と親縁あること著し。此の事實は又日神と高皇産靈神との關係を考察するに其の意義なしといふべからず。

昔より産靈神を崇拜したる證に就ては夙く此の神を祭りたること神武紀に見ゆること上に言へるが如し。是れ『古語拾遺』に

抑從<sup>ニ</sup>皇天二祖之詔<sup>一</sup>建<sup>ニ</sup>樹神籬<sup>一</sup>所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神。

と云へるに契合する所なり。顯宗天皇の時には、上に擧げたる月神の御託言に従ひて、歌の荒樸田（山背國葛野郡）を高皇産靈神に奉りて、壹伎縣主の祖押見宿禰をして侍き祠らしめきと見え、又日神の御託言に従ひて、田四十町を献りて對島下縣直をして侍き祠らしめきとあり。

註(1) 宣長は此の神を祭りたる神社の早く延喜式に見はれたることを指摘して、次の如く云へり。此の時の由縁と見えて、山城國葛野郡に、葛野坐月讀神社、名神大月次新嘗、木嶋坐天照御魂神社、名神大月次相嘗新嘗、大和國十市郡に目原坐高御魂神社二坐並大月次新嘗、磐余は十市郡なり、對馬下縣郡に高御魂神社名神大阿麻氏留神社など式に見えたり。抑々如此後世までその處々に重く祭祠り給ふを以て、彼神着の宣言のおぼろけならざりし程をも、産靈神の御功の大なる程をも思ひはかるべし。

其の他民間信仰の上には、此の神は人に生命を與ふる神、縁結びの神として信ぜられ、産土神ウツノミに關する崇拜、生産力の崇拜と結びて通俗的に信仰せらるゝに至りたり。

高皇産靈神に關する思想に就て、以上述べたる材料中には、自ら思想開展の階段として注意せらるべき諸點を含めり。神話發生の順序としては、造化神の出現は、英雄神自然神を説明するものとして、最後に作られたるべきを想像する學者

尠からず、造化三神の考はたとへ顯宗天皇の時代に於て發見し得られずとするも、『古事記』序文に於ては明かなること上に述ぶるが如し。此の造化三神中に見はるゝ天御中主神に關して、宣長等は此の神は天の眞中に主ヌシ(主は即ち大人ウツシと同義)として宇宙を主宰するの神と解釋せり。宣長篤胤等の説くが如き意義に於て考へらるゝ天御中主神と「高」神兩産靈神との關係を云へば、後者は此の如き主宰神の働きの顯現として此の神より派生したる神々と考へ得られざるにあらず(此の考を哲學的に推し進むれば、天御中主神は二柱の産靈神を通して働き、二神は天御中主神の大徳を表現せん爲に靈的活動をするものと云が如くにも解し得るに至るならん。天御中主神を又謂はゆる Primitive Monotheism にあらはるゝ神として考へ得られざるにあらず、然れども今比較的後世の思想にあらはるゝ、天御中主神に就て之を考ふるなり)。

今古典の傳ふる所に從ひて假に天御中主神を作るの思想を以て、第一の形とす

る時は、「高」神「兩産靈神を作るの思想は、自ら其の第二の形に属するものと認むることを得ん（發生學的に思想開展の順序を論ずるにあらず）。高皇産靈神に關する思想開展の第三の形として注意すべきは、別天神（皇産靈神は此の中に入る）の後にあらはれたる角杙神、活杙神竝に高皇産靈神の御子として傳へらるゝ諸神を作り出せる思想なり。高皇産靈神の御子としては、角凝魂命（亦云角魂命）安牟須比命、天豊玉命、萬幡豊秋津比賣命、天活玉命（亦云伊久魂命）等の諸神あり。此等の諸神は、「ムスビ」と云ひ、「トヨ」と云ひ、「高」神「兩産靈神の活動の結としての生成化育を聯想せしむる御名なり。而していづれも二柱神の御子として傳へらる。

次に「高」神「兩産靈神の外に、多くの産靈諸神を作り出せる思想は、其の第四の形としてこれを注意することを得ん。足産靈神、和久産靈神、火産靈神、玉積産靈神、興登魂神、振魂神、萬魂神等の諸神は、皇産靈神の靈能が機に觸れ物に應じてあらはれたるを示すものとも思惟するを得べく、二柱の皇産靈神は産靈

大神として、此等諸神の上において、最高の産靈の働を表現せるものゝ如くに考へらる。

更に後世に及んでは、此の神に關し、文學的哲學的宗教的に作り出されたる諸々の思想を注意することを得ん。前に擧げたる諸種の産靈神は、なほ神書古典の上に見はれ、或は「五柱産靈神」の如き、宮中に於て祭らるゝ神たりしも、後には其の産靈神の諸屬性は人に生命を與ふる神として、又は結びの神として分化せられ其の部分的の働きは産須那神との關係其の他の民間信仰風習等の上にあらはれたり（一）。

註（一）産須那神が産靈神の徳化を施し給ふを執りもちて成さしむといふ信仰については、産須那社古傳抄三に見ゆ。文學上には「奥儀抄」「狭衣」「夫木和歌抄」等にあらはる。宜長又此の神の信仰について次の如くいへり。「拾遺集」の歌に「君見ればむすびの神ぞ恨しきつれなき人を何造りけむ」と詠めるは、其の頃までは、尙ほ世人も古への意をよく知

れりしなり。『狭衣物語』に「いとかくしも造りおききこえさせむむすぶの神さへ恨めしければ」といへるは、彼の『拾遺集』の歌に依ていへるなり(宣長全集一ノ一五八)。之を要するに高皇産靈神は生産の神にして破壊の神にあらず、其の神徳は日神の自然を恵み萬物に生命を與ふる善美の神性と共通したるもの多し。高皇産靈神と同様なる靈能は、即ち天照大御神が其の善美なる神性と其の靈妙なる神徳を發揚するに於て亦最も大切なるものなり。而して以上述べたる如く高皇産靈神は本來尊き神格を有し、今日の言葉を假りて解釋すれば、生成の靈能とも稱すべきもの詳しく言へば、生産(創造と開發とを含む)と化育(生長と發達とを含む)と繁榮成就(平和と満足とを含む)に關する靈能を有する神として信せらる(一)。是によりて此の神を以て大御神の親縁神とするの物語を生ずるも決して偶然にあらずるを知るべし。

註(一)宣長は此の神の徳用能く事功を成し遂ぐるの力あることについて次の如く云へり。天

照大御神に此神相並び坐て大御詔仰せて事ども成り、大穴牟遲命に少名毘古那の神相並坐して國成り、忍穗耳命に豊秋津師日女命相配坐て御孫命生坐せり。此ら何れも相並坐す神有て此神の産靈の御功の成れること同じさまなり。

## 第四章

## 天孫降臨以前の傳説に見はれたる二柱神

以上は高皇產靈、大御神二柱神の關係を御名及び御神徳の上より考察したるものなるが、此の二柱神の關係は尙ほ如何に具體的に古傳の上に見はれたるか。古典に之を徵するに、天照大御神と高皇產靈神との關係を明に物語る傳説は、大御神の天岩戸隱に關する記事に於て、初めて見はる(1)。

註(1)大御神が新嘗宮に坐して奉齋し給ひたりと傳ふる天神中には高皇產靈神を含みたるべしと信んぜらるゝも茲には其の關係の明かに見はれたるものをいふ。

「古語拾遺」に曰く

于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戸而幽居焉……高皇產靈神會八十萬

神於天八湍河原議奉謝之方

是れ大國主神國讓以前の傳説に見はれたる二神の關係を考究するに於て注意を要すべき所なり。更に天孫降臨に關する準備に就て考ふるに、之を物語る古傳の中には、其の事为天照大御神のみの神意に出づるが如く傳ふるものと、高皇產靈神のみの神意に出づるが如く傳ふるものと、二柱神の神意によりて行はれたりとするものとの三異傳あり。此の點に關して古典の傳ふる所を對照すれば次の如し。

第一 天照大御神のみの神慮としてあらはれたるもの

(イ)天照大御神之命以豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也(記)

(ロ)天照大神勅天稚彥日豐葦原中國是吾兒可王之地也然慮有殘賊強暴橫惡之神者故汝先往平之乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之(紀一書)



(ハ)時天照大神勅曰若然者方當降吾兒矣且將降間皇孫已生號曰天津彦彦火瓊瓊杵尊時有奏曰欲以此皇孫代降(紀一書)

第二 高皇產靈神のみの神慮としてあらはれたるもの

(イ)天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊娶高皇產靈尊之女栲幡千千姬生天津彦彦火瓊瓊杵尊故皇祖高皇產靈尊特鐘憐愛以崇養焉遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以為葦原中國之主(紀)

(ロ)高皇產靈尊召集八十諸神而問之曰吾欲令發平葦原中國之邪鬼當遣誰者宜也惟爾諸神勿隱所(紀)

(ハ)高皇產靈尊更會諸神問當遣者僉曰天國玉之子天稚彥是壯士也宣試之於是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之(紀)

註 其の外紀には武甕槌經津主二神を中國に遣すも大物主命に詔するも皆高皇產靈とせるの傳へあり。武甕槌經津主二神大己貴尊に説くに「高皇產靈尊皇孫を降して此の地に君臨

しめんと欲す」あるも亦參考すべし。

第三 天照大御神及び高皇產靈神の神慮として傳へたるもの

(甲)大御神を前に産靈神を後にせるもの

(イ)天照大御神高御產巢日神亦問諸神等靈若日子久不復奏又遣曷神以問天若日子之淹留所由(記)

(ロ)天照大御神高皇產靈尊皇孫を崇養し降して豐葦原中國の主とせんとおもほし云々(古語拾遺)

(ハ)天祖天照大御神高皇產靈尊乃ち相語りて曰はく「夫の葦原の瑞穗國は吾が子孫の王たるべき地なり」(古語拾遺)

註 古事記には又天若日子天之波士弓天之加久矢を持ちて鳴女雉を射殺したる時は「其矢雉の胸より通りて遂に射止められて天安河之河原に坐します天照大御神高木神の御所に逮りき」とあり。

(ニ)天照大御神高木神之命以問使之。汝之宇志波那流葦原中國者我御子之所知國言依賜故心奈何(記)

(乙)産靈神を前に大御神を後にせるもの

(ホ)爾高御産巢日神天照大御神之命以於天安河之河原神集八百萬神集而思金神令思而詔此葦原中國者我御子之所知國言依所賜之國也故以爲於此國道速振荒振國神等之多在是使何神而將言趣(記)

(ハ)高御産巢日神天照大御神亦問諸神等所遣葦原中國之天菩比神久不復奏亦使何神之吉(記)

(ト)昔我天神高皇産靈神大日靈尊此の豊葦原瑞穂國を擧げて我が天祖彦火瓊瓊杵尊に授け給へり(神武記)

天の岩戸隠と云ひ、天孫降臨と云ひ、いづれも神代物語にあらはるゝ重大事件なり。殊に天孫降臨に先立ち導く數段の物語は、其の準備として傳説せらるゝ所

にして、恰も天上の物語を地上に引き下すが如き此の事件は、高天原の神話を豊葦原の歴史に結び付くる連環を爲せるものと稱すべし。従つて

(甲)高皇産靈神の出現が高天原神話に起る重大事件に關すること。

(乙)高皇産靈神が天照大御神と共にあらはれたるを傳ふる古傳の多きことは、此の處に掲ぐる材料より直に吾人の注意を喚起し得べき二點なり。而して二神の共に見はれざる場合に於ては、大御神御一柱のみの御事傳と傳ふる所を或は高木神の御事傳と傳へ、或は更に『古語拾遺』の如く天孫降臨に關する御言依さしが、二神の御事か一神の御事か、明かならざる如く傳へたるを思ひ合はすれば

(丙)高皇産靈神は大御神と共に見はれざるも背後にありて助くる神として考へ

られたること。も亦自ら注意せらるゝ所なり。此の第一及び第三の點即ち此の重大事件に關聯して高皇産靈神が、大御神以前に於て、極めて顯著に活動し給へるのみならず、其

の高皇産神靈の活動が表面に見はれざる場合に於ても尙ほ大御神の背後に在りて、大御神を助くることは次に掲ぐる詔勅に見はれたる二柱神の關係を考究したる後に至りて、尙ほ一層明にせらるべし。

## 第五章

### 詔勅に見はれたる二柱神

前に擧げたる傳説と共に合せ致ふべきは詔勅に見はれたる二柱神の關係なりとす。今二神の關係を討ぬべき材料として主要なる詔勅を列擧すれば次の如し。

#### 第一、天照大神及び高皇産神

天孫降臨に関する詔勅

#### 第二、天照大神

(一) 天壤無窮の詔勅

(二) 齋鏡に関する詔勅

(三) 殿内防禦に関する詔勅

(四) 稻種に關する詔勅

第三、高皇產靈神

神籬磐境に關する詔勅

第一、先以て注意すべきは天孫降臨に關する二柱神の詔勅なり。二神は天孫降臨以前に於て共に俱にあらはれたりといふのみならず、天孫降臨に際しても亦二神は俱にあらはれて共に詔勅を垂れ給ひぬ。此等の詔勅の内容を傳ふる古典の文字は次の如し。

(一) 爾天照大御神高木神之命以詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命今平訖葦原中國之曰故隨言依賜降坐而知看(記)

(二) 故爾天照大御神高木神之命以詔天宇受賣神汝者雖有手弱女人伊牟迦布神面勝神故專汝往將問者吾御子爲天降之道誰如<sub>レ</sub>此而居(記)

第二、次に掲ぐる四種の詔勅はいづれも天照大御神によりて發せらる。天壤無窮

の詔勅は『紀』一書に見えて『紀』本文及び『記』に見えざる所なれども齋鏡に關するものは『紀』『記』共に之を載せたり。前者は顯露事<sub>アラハレト</sub>即ち政治に關するもの後者は幽事<sub>カクシト</sub>即ち祭事に關するものとして殊に重要なり。此等の詔勅のあらはす理想は一定の社會的組織の整頓せられ、社會的政治的生活の秩序定まり、國家的統治の經驗を経たる後に於て到達し得べき思想をあらはすと解する者あらんも、今『記』『紀』載する所の詔勅の示す内容そのものに就きて其の如何に重要なるかを考察せんと欲するなり。

(一) 豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可<sub>レ</sub>王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>天壤無<sub>レ</sub>窮者矣(紀一書)

(二) 此之鏡者專爲<sub>レ</sub>我御魂<sub>ニ</sub>而如<sub>レ</sub>拜<sub>ニ</sub>吾前<sub>ニ</sub>伊都岐奉(記)  
天照大神手持<sub>ニ</sub>寶鏡<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>天忍穗耳尊<sub>ニ</sub>而祝<sub>レ</sub>之曰吾兒視<sub>ニ</sub>此寶鏡<sub>ニ</sub>當<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>視<sub>レ</sub>吾可<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>床共<sub>レ</sub>殿以爲<sub>レ</sub>齋鏡<sub>ト</sub>(紀一書)

(三)天照大神……復勅<sub>三</sub>天兒屋命太玉命<sub>二</sub>惟爾二神亦同侍<sub>三</sub>殿内<sub>二</sub>善爲<sub>三</sub>防護<sub>一</sub> (紀一書)

(四)天照大神……又勅曰以<sub>三</sub>吾高天原所<sub>レ</sub>御齋庭之穗<sub>二</sub>亦當<sub>三</sub>御於吾兒<sub>一</sub> (紀一書)

此處に掲げし四種の詔勅が特に大御神を前面に著しからしむる場合に於ては高皇産靈神がその背後にありて大御神及びその事業を助くるの意は、次に掲ぐる神籬磐境に關する高皇産靈神の詔勅によりて明かにせられたり。而して此の詔勅が大御神と同じく天孫降臨の際に與へられたるものとして傳へられたること亦注意すべし。

第三、神籬磐鏡に關する詔勅は高皇産靈神によりて下されたるものにしてその全文次の如し。

高皇産靈尊因勅曰吾則起<sub>三</sub>樹天津神籬及天津磐境<sub>二</sub>當爲<sub>三</sub>吾孫<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>齋矣汝天兒屋命太玉命宜持<sub>三</sub>天津神籬<sub>二</sub>降<sub>三</sub>於葦原中國<sub>一</sub>亦爲<sub>三</sub>吾孫<sub>一</sub>奉齋焉。

此等の材料によつて高皇産靈神は屢々大御神と共にあらはれ給ひ、若くは其の背後にあつて陽に陰に大御神及びその事業を助くる神として考へられたる事明らかなり。吾人は進んで更に高皇産靈神を大御神の祖先神とし又皇御孫命の外祖神として傳ふる次の傳説と合考する所あらんと欲す。

## 第六章

### 天照大御神の御祖神としての高皇産靈神

高皇産靈神に就ては、全然別異なる二つの思想の系統古くよりあつて纏はれつゝ傳へられたるの證跡明かなり。謂はゆる二つの思想の系統とは何ぞや。

- (一) 造化神としての高皇産靈神
- (二) 祖先神としての高皇産靈神

即ち是れなり。高皇産靈神を造化神として觀たる思想の古くよりあること上に述べたるが如し。然るに此の神は、古典に屢々又祖先神として傳へらる。神代紀、下天孫降臨の條には、高皇産靈尊瓊瓊杵尊を鍾愛するの状を記して「故皇祖高皇産靈尊特鍾憐愛以崇養焉」と云ひ、又顯宗天皇紀に月神人に著きて謂ふの條には

「我祖高皇産靈有預銘造天地之功云々」と云へるの類是れなり。而して特に注意を要すべきは、天照大御神が此の神を以て己の祖神とし給へりとする傳へあることなり。書紀(一五)に曰く

四月庚申日神著人謂阿閉臣事代曰以磐余田一献我祖高皇産靈事代便奏依神乞一献田十四町

此の傳へと共に合せ攷ふべきは、『古語拾遺』及び出雲國造神賀詞に見はれたる高皇産靈神なりとす。「高天原に神留坐す皇睦神漏伎神漏美の命を以ちて」といふ文句は延喜式載する所の祈年祭、月次祭、遷都崇神等の祝詞、中臣壽詞其他宣命に於て屢々あらはるゝ所なり。此の「カムロギ」の解につき、『古語拾遺』には夙く「カムロギ」の命を以て高皇産靈神としたり。其の文に曰く

高皇産靈神是皇親神 留伎命 神皇産靈神是皇親神 留彌命

出雲國造神賀詞に又曰く

高天の神王高御魂神魂命の皇御孫命に天の下大八島國を事避りまつりし時云々

此の神賀詞に見ゆる「神王高御魂」の記文を前に引く「皇親神留伎命」の註文と比考するに、「カムロギ」を高皇産靈神とする説、『古語拾遺』の所傳と全く吻合す(1)。是に依りて考ふれば、高皇産靈神を以て皇祖神とするの思想祭儀の方面に於て亦古くよりあらはれたること著し。

註(1)眞淵は此の「カムロギカムロミ」は神須倍良袁岐美神須倍良米岐美の意にて、高御魂神より天照大御神まで凡てを中す」といひ、又「乃里刀其等」ちう言の意は、神祖高木神の詔賜し御言を承て兒屋命の天岩門の前にて宣申すなれば、古事記に詔戸言と出でたり。然れば乃里は皇祖神の美古刀乃利也(『祝詞考』)といへり。宣長はカムロギは神生祖の義なりと説き、神漏伎を以て高皇産靈神となし、神漏美を以て天照大御神とし(『古事記傳』)篤胤は『常陸風土記』に諸祖天神云賀味留岐賀味留彌とあるを引きて、『神魯

岐神魯美と申す御稱は高皇産靈尊神皇産靈尊を申せるが始にて凡ての皇祖神たちをいふ(『古史傳』)と説きたるも参考すべし。

高皇産靈神を以て造化神と傳説する思想は、其の根本觀念に於て、此の神が自然神なるべからず、又曾つて地上生活をなしたる人間神なるべからざることを要求するならむ。此の神を以て通常の意義に解する造化神なりとせば、そは祖先神なるべきにあらず、子孫を有せざるべき筈なり。然るに高皇産靈神が造化神にして同時に祖先神として傳へらるゝは何を意味するか。

此の如きは後世文化の進みたる時代に於て問題とせらるゝことにして、上代に於ては恐らく其の矛盾に氣づかずして、この傳説を作りたりと考へ得られざるにあらず、又此の矛盾若くは不自然は始め異なる時代に於て、異なる人々より別々に傳へられ信せられたるものを、後世に於て傳説的に結合し、或は此の神の複雑なる物語の全體に新意義を加ふが如く、後世の思想によりて、取り纏められたる

ものとも考へ得られざるにあらず。然るに後代の人々が己の祖先を神代の神に結び付けんとするを企てたる歴史事實に本づいて吾人は又次の如く之を想像することを得ん（而してかく考ふることの甚だ實らしくして且重要な意義あることを知らざるべからず）。即ち後世の人々が己を造りしものは親にして、親を造りしものは又其の親なるが故に、結局吾人を造り出したるものは祖先なりとの考より、之を造化神と傳説したるにはあらざるか。然れば上述の矛盾に氣付かずして造化神を祖先神としたりと云はんよりは、それが矛盾にあらずして寧ろ當然と其の時代の人々の自覺的に信じたりしに因るならんとも考へ得らるゝなり。

平城天皇紀に、天御中主尊を歸化人の祖先と稱するを禁せられたる文に曰く

大同四年二月五日勅、倭漢惣歴帝譜圖天御中主尊標爲始祖至如魯王吳王高麗王漢高祖命等接其後裔倭漢雜糅敢垢天宗愚民迷執輒謂實錄宜諸司官人等所藏皆進若有挾情隱匿乖旨不進者事覺之日必處重科。

天御中主神は日本人の祖先なりとの理由の下に歸化人の祖先とするを禁遏せられたる此の事實に徴するも、上に述べたることが一片の想像に過ぎずとして排斥し去らるべきにあらざるを知るべし。言ふ迄もなく、歸化人は成るべく内地人の祖先と牴觸せざる造化神（若くは自然神）、より系統を引かんとしたるものなるべきは考へ得られざるにあらず。日本人と雖も亦己の祖先を貴からしめんとする政略上より、此の種のことを要求する場合多けれども、又これによりて當時造化神を祖先神とすることの多く怪まれざりしを知るべし（大同年間之を禁じたるを見れば其の以前に於て行はれたるは明かなり）。家族制度の發達が羅馬人の謂はゆる惡靈「Tartaræ」に對する慈靈「Iares」の如く祖先の靈を崇拜せしむるの風習を生じたる時代に在りて、此の造化神を以て祖先神とする思想の存するは怪むに足らず。而して上述の如く此の神を以て大御神の祖先神とする思想竝に大御神が此の神を尊崇し給へりといふ傳説が、其れ自身に於て傳説的價值を有するのみならず



す、又實際上上代人の公共的生活に偉大の影響を與へたるべきも之を想像するに難からざる所なり。

## 第七章

### 天津日嗣の守護神としての高皇産靈神

高皇産靈神が陽に陰に天照大御神を助くる神としてあらはれたることに就ては上に擧ぐる所の諸傳に徴して明かなり。然るに高皇産靈神は之と共に又、皇御孫命を擁護する神として信せられたるは古典に著しき所なり。之は皇御孫命の天降坐さんとする時、竝にその天降の時皇産靈神事を執り給ひ、又忍穗耳尊の爲に神慮を廻し給ひたる物語竝に此の産靈神に捧ぐる祝詞（此の二つに就ては後に述べし）等にあらはれたり。加之此の事實は傳説上には又高皇産靈神の御子たちの葦原中ツ國の主權者たる皇御孫命に奉仕する諸種の物語及び神産靈御祖神が皇御孫命の臣下たるべき出雲系統の大國主神を助くる物語によりて二重に説明せられ

たるを見る。

高皇産靈神を以て皇祖と呼び仰ぎたる傳へあること上に述ぶる如くなるが、之と共に他面に於て注意すべきは、此の神の神裔に關する傳へなりとす。『古語拾遺』は高皇産靈神を以て天御中主神の長男神とし、且其の御子として栲幡千千姫命、天忍日命天太玉命を挙げたり。

其高皇産靈所生之女名曰栲幡千千姫命天祖天津彦尊之母也其男名曰天忍日命大伴宿禰祖也亦男名曰天太玉命齋部宿禰祖也

高皇産靈の御子に關する傳へは『記』『紀』其の他に於てもあらはるゝこと上述の如くなるが、『新撰姓氏錄』には、兩産靈神の御子及び其の後を記録したるもの頗る多し。今試に同書に見ゆる所を分類して兩産靈神の子孫を示せば次の如し。

第一

- (1) 日奉連 タカヒムスヒ 高魂命之後也

- (2) 小山連 高御魂命子櫛玉命之後也
- (3) 久米連 高御魂命八世孫味耳命之後也
- (4) 弓削宿禰 高魂孫天日鷲翔矢命之後也
- (5) 齋部宿禰 高皇靈神尊子天太玉命之後也
- (6) 玉祖宿禰 高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也
- (7) 忌玉作 高魂命孫天明玉命之後也
- (8) 伊與部 高媚牟須比命三世孫天辭代主命之後也
- (9) 葛木連 高魂命五世孫劔根命之後也

第二

- (1) 間人宿禰 神魂命五世孫玉櫛比古命之後也
- (2) 爪工連 神魂命子多久都玉命三世天仁木命之後也
- (3) 多米連 多米宿禰同祖神魂命五世孫天日和志命之後也

- (4) 久米連 神魂八世孫味日命之後也
- (5) 屋連 神御魂命十世孫天御行命之後也
- (6) 波多門部造 神魂十三世孫意富支閉連公之後也
- (7) 若倭部連 神魂命七世孫天筒草命之後也
- (8) 今木連 神魂命五世孫阿麻乃西手乃命之後也

## 第三

- (1) 鳥取部連 角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也
- (2) 掃守 振魂命四世孫天忍人命之後也
- (3) 委文連 角凝魂命男伊佐布魂之後也
- (4) 多米連 多米宿禰同祖神魂命五世孫天日和志命之後也

『古語拾遺』撰述の裏に齋部氏の中臣氏に對する不平の考究すべきものを含むが如し。『新撰姓氏錄』の中にも亦傳へのまゝに信賴し難き記事を含むもの多きは

言ふまでもなし。『姓氏錄』（嵯峨天皇弘仁五年 814A.D.成る）は『古語拾遺』（平城天皇大同三年 808A.D.成る）より後ること僅かに數年に過ぎざれども、其の成れるは、『紀』（720A.D.）『記』（712A.D.）よりも約一世紀の後にあれば其の間民族的意識の發達して、氏族の尊貴を尙ぶ風習の力強められたるべきこと、又これが實際生活狀態の上に一定の尊貴なる氏族の社會上に有する便宜多き地位、其の世襲の職業上にあらはるゝ優越權の尊重となり、實際上の利害關係より見て、又一般に社會的生活及び活動の實情より觀て、其の時代に自らあらはるゝ當然の要求として、氏族の高貴を痛切に感じて次第に其の傾向を大ならしめたるべきは、想像するに難からず、而して允恭天皇探湯の制（415A.D.）を距ること遠きに從つて、後より古へに推し及ぼして私に種々の系譜を作るものを生じ、獨り皇室を中心とせる國家組織の薄弱なりし時代に於て各地方を分領せる土豪の子孫及び歸化人の子孫の間に於てのみならず、國造縣主其の他一般諸家の間に起りし社會現象と

して之を観察することを得む。實際上の事實として家々種々の手段に依りて「神名王名」を冒し、之により我が家を貴くせんとしたる形跡は明かに孝徳天皇三年の詔勅に見え、又歸化人が『倭漢惣歴帝譜圖』を作りて己の祖を貴からしめたる消息は平城天皇四年の詔勅に依るも明かなり。(是れ蕃別とせられたる漢韓の歸化人が殆ど皆其の祖先を帝王としたると蓋し同一心理作用と觀察するを得ん。)『新撰姓氏錄』に載せられたる諸家の系譜が『記』『紀』の記載と齟齬し矛盾するものは、蓋し諸家が勝手に祖先神の名を作り恣に事實を捏造したる因つて説明せらるもの多し。『姓氏錄』に『紀』『記』に少しも見はれざる神及び祖先の名の著しく見ゆるにつけても其の原因の中に如上の事實を探り得べしと考へらる。何れにせよ『姓氏錄』の中に兩産靈神の子孫の著しく多く記載せられたるは事實なり。然るに『姓氏錄』以前の諸典に於ても産靈神の苗裔を説ける傳説少からず。而して此等の諸神は直接間接に皇御孫命を助けて之に奉仕することを傳へたるは注意すべ

きなり。

次に吾人は茲に神産靈神に就て一言を附加するの必要あらん。神産靈神は古典に又神産靈御祖神としてあらはれ、其の子孫傳へらる。高皇産靈神の考究に於ては常に神産靈神に注意すべきこと上述の如し。此の兩神に關する記事は『紀』『記』互に交錯してあらはる。少彦名神を『記』には神産集日神の御子とあるを『紀』には高皇産靈神の兒とし、豊秋津比賣命を『記』(紀の本文亦同じ)に高御産集日神の御子とあるを『紀』の一書に、神皇産靈神の兒とするの類なり。宣長は此二神を以て或は一神ならずやと疑へり。然れども篤胤は之を駁してこれを以て男女の二神として曰く、此は諸々の神たち二柱の産靈の御間ミマに生坐るが故にかく二方に傳へたるなりと説き(『史傳』一ノ二三)又高皇産靈神は男神に坐々て産靈の外事を掌坐し、神皇産靈神は女神に坐々て産靈の内事を掌り給ふと説けり(『史傳』一ノ二一)而して神産集日御祖命とある御祖命とは多く母を云ふ例なれば女神に

て内ツ事を掌り給ふこと疑なし。神名式に出雲國出雲郡神魂意富刀自神社と云あり、刀自とは女にいふ稱なれば、此も一ツの證とすべしと論せり。

神産靈神は産靈の力の表はれとしては高皇産靈神の積極的能動的なるに對して、消極的受動的とも見ることを得べく、産靈の中に含まるゝ女性的半面を分擔せらるゝものとも見るべく、畢竟同一神の兩方面にあらはれたるものとして思惟せらる。此の如く此の兩神の傳へには後世哲學的に之を同一神としての考へを開展せしめ得べき萌芽を含むもの多けれどもその傳説上には別々の神としてあらはさる。

その他神皇産靈神の傳説に關して殊に注意を要すべきは此の神が出雲系統の大國主神を助け給へるの著しきことなり、例へば大名持神の燒石に燒かれて死給へる時に蚶貝比賣と蛤貝比賣とを降して活さしめ給へる、又此の神の八十神より追はれ木の俣より漏逃れたる時須佐能男命の坐ます根の堅州國に參向せよと告げ給

へること、『出雲風土記』に高皇産靈神の御名一所も見えざるに神産靈神の御名のみあらはるゝこと、神魂意富刀自神社出雲國出雲郡に祭らるることの神名式に出でたること『出雲風土記』のこと意富刀自神社のこと篤胤の説に據る等に依りて之を知るべし。

是れ高皇産靈神は主權者たるべき天照大御神の御系統を主として助けらるゝに對して神皇産靈神は主として臣下たるべき出雲系統の大國主神を助けられたりといふ所以なり（此の事は裏面に於て大國主神、國讓りの傳説に關係する所あらざるか）。而して直接と間接との相違あれど、兩産靈神の活動が皇御孫の命の統治に關係せる事多きは之を以ても明かなり。

是に於て吾人の最も注意を要すべきは兩産靈神が皇御孫命を擁護するの精神其の傳説に著しくあらはれたりといふ事也。皇御孫命を守るの意は獨り瓊瓊杵尊を守るのみならず、その永遠の苗裔即ち皇統を護るを意味す。従つて上の傳説は其

のまゝに高皇產靈神が天日嗣の守護たることをあらはせり。

「天日嗣」の名稱については大國主神國讓りの傳説に「唯僕住所者如天神御子天津日繼所知之登陀流天之御集而於底津石根宮柱布斗斯理於高天原氷木多迦斯理而治賜者。僕者於百不足八十垆手隱而侍。」と見ゆるを初とし天壤無窮の詔勅（寶祚をアマツヒツギと訓む）其の他に屢々あらはれたり。

而して天日嗣の概念が政治的、歴史的に確定したるは政治的統治の過程を経るに従つて益々明かなりといへども、此の神が建國神話の後を受けて永遠に萬民の支配者たる皇孫を守護し給ふ物語は夙く此の神が天日嗣の守護神たる事をあらはせり。

天津日嗣の守護神として高皇產靈神を考ふるについて更に重要忘るべからざるは、この神が神統上皇御孫命の外祖神として傳説せられたる事なり。

天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊娶高皇產靈尊之女栲幡千千姫生

#### 天津彦火瓊々杵尊（書紀）

皇孫瓊々杵尊は、忍穗耳尊の栲幡千千姫（亦名萬幡豊秋津比賣命）に御合坐て生みまつりし所なるが、栲幡千千姫は即ち高皇產靈尊の御女なり。是によりて考ふるも、高皇產靈神が外祖神として皇御孫命及び天津日嗣を擁護せらるゝは自然にして、従つて又天照大御神と親縁なる所以なり。

造化神としての高皇產靈神が產靈神として萬物を生成する奇靈の神徳を具ふる神（生命を與ふる神）としての信仰あらはれたることは上に述べたり。此の信仰は天照大御神の御後をして益々多く御孫命を生み榮えしむことを司る神、而して皇御孫命の御世を手長の御世と守らるゝ神、即ち天津日嗣の守護神として信せられたること當然なり。此のことは、御巫祭神八座の中に神産日神高御産日神と次序して

皇御孫命御世乎手長御世止堅磐爾常磐爾齋奉茂御世爾辛閉奉

と云ひ、鎮御魂齋戸祭に

皇<sup>良</sup>我<sup>我</sup>朝廷<sup>乎</sup>常磐<sup>爾</sup>堅磐<sup>爾</sup>齋奉<sup>茂</sup>御世<sup>爾</sup>幸<sup>爾</sup>奉<sup>給</sup>

とあるによりても明かなり。鎮魂祭の八神中先づ高皇産靈神の靈神の御名を稱し次で生魂以下の三産靈が擧げらる。而して又天皇の命によりて舊く此の神に献せられたる神社あること上に述ぶる如くにして、此の神が統治者としての皇御孫命を永遠に守護する神として信せられたること明かなり。此の點に於て、外祖神として此の神は又天津日嗣の守護神たる天照大御神と親縁なる關係を有せり。

## 結 論

以上吾人は天照大御神と高皇産靈神との關係に見はるゝ種々の形及び場合に就て、二柱の神の御名神徳屬性等を注意すると共に、又二神の關係を物語る種々の神話及び傳説を考究せり。此の二神は其の神話傳説の中に屢々共に俱に見はれ、且此の二神は古傳中多く重要事件の存する場合に於て俱に見はる。二神の俱に見はれざる場合に於ては、高皇産靈神は大御神の代りに見はれ若くは、大御神の背後に存する神としてあらはる。此等の場合を物語る神話傳説を攷ふるに、二神の關係の偶然にあらはるゝにあらすして、其の間に必然的の原因及び理由の在りて存することを明にすべし。是れに由つて吾人は、二神の間に本來切斷すべからざる親密なる關係の存することを推斷するを得るなり。

第一。然るに此の二神の關係を物語る神話傳説に異傳あり。又上代何の雜作も無

く信せられ傳へられたる事にして、今日より之を見れば、其の思想の間に幾多の矛盾あり、其の所傳の信じ難きもの亦少からず、此等の異傳は結局如何なる理由によりて起り、如何なる意義若くは事實を物語らんとするか。合理的に神話解釋を施さんとする者は、此等の意義若くは事實を發見せんが爲に屢々頗る困難なる問題に逢着すべし。今一例として天孫降臨の記事に高皇產靈神大御神二柱神が共に見はれて詔勅を下し給へる傳説を擧げんに、吾人は之に就て下に掲ぐる四箇の場合を考ふるを得ん。

第一 現身たる大御神と現身たる高皇產靈神との詔勅

第二 現身たる大御神と隱身たる高皇產靈神との詔勅

第三 神靈（即ち隱身）たる大御神と現身たる高皇產靈神との詔勅

第四 神靈（即ち隱身）たる大御神と隱身たる高皇產靈神との詔勅

此の四箇の場合の中、若し第一若くは第三を以て眞なりとせば、多田義俊其の他

の學者の信する如く天岩戸隱（天孫降臨以前に存する）を以て天照大御神の崩御を傳へたりとするか、若くは累代其の名を同うする「タカミムスビ」と稱する諸神ありとするにあらざれば、之を合理的に解釋すること困難ならん。然れども若し第二を以て眞とせば、大御神は祖先神たる或は造化神たる高皇產靈神に諮り、此の神を背據として其の詔勅を賜ひたるものと解するを得ん（伊邪那岐命が天神の命を聽きて事を決行し給へる傳説の形式に同じ）。又第四を以て眞とすれば、是れ二柱神ともに現身にあらざる神を、現身に坐々すが如く説き出でたる物語なり。

此の如く種々の場合の考へ得らるゝ思想上の矛盾に充ちたる物語が、一樣に信じ得らるとせば、そは此の二柱ノ神に關する斷片的知識が、合理的に取り纏められざるに因りて起る思想上の罅裂を曝露したるものに外ならず。此等の反對若くは矛盾したる場合を單なる想像上の神話物語と見て異なる時代に亘りて異なる人



々より、種々なる神の觀念を以て作爲若くは傳説せられたる物語とする時は、茲に擧げたる不合理矛盾の如きも、固よりまた怪むを要せざる所なるべし。

然れども若し此等の神話傳説は、之を記録したる時代の思想及び歴史を背景とするのみならず、又其の神話傳説其のもの、背景若くは基礎としたる史的事實を豫想すべしとする時は、前に掲げたる四箇の場合の根本問題となる點は、其の物語らるゝ神は思想上（想像上）の神か、將た事實上（歴史上）の神かといふに歸着すべし。然れども茲に吾人の注意を要すべきものあり、古人は吾人の不合理として信じ得ぬ事をも、其の矛盾不合理に氣づかずして、其のまゝに信じ傳へたるもの固より多し。されば吾人は古傳に對して直に現代の人々を満足せしむる如く、合理的に之を引き直して其の意義を解釋せんとし、若くは其の合理的尺度に適はざるものを抛ち棄つるにあらずして、古人の理解に従つて先づ以て古傳其のものを忠實に考究すべく、又其の古傳の中に傳へられたるもの、意義を、古傳其

のものによりて解釋すべきは固よりならむ。果して然らば、高皇產靈神の神格に關する攷究は、茲に掲ぐる異傳の意義を考察するに於て、又大に翫味するの價値を生ずることとなるべし。高皇產靈神を思想上及び歴史上の神として觀たる材料に従つて、吾人の知り得たる所は即ち次の如し。

甲) 高皇產靈神を造化神とする傳へあること

乙) 高皇產靈神を祖先とする傳へあること

丙) 高皇產靈神を造化神にして同時に祖先神なりとする傳へあること

是れいづれも古傳其のもの、中にあらはれたる材料によりて十分證言し得る確實なる事實なり。而して別々に發達したる甲)及び乙)の思想を吾人が結合するにあらずして、丙)なる思想の古くより傳説せられたること上に擧げたる所を以て之を知るべし。

此の造化神なる觀念の後世に及んで作られたるにせよ、又平城天皇記載する所

の『倭漢惣歴帝譜圖』に見ゆるが如く、日本人のみに適用せらるゝ造化神とするにせよ、此の造化神と祖先神と兩者の相結ぶ丙なる場合は、即ち人間を以て造化神とするにして、神と人との結合を見る。(乙)及び丙は歴史上の神に屬し、(甲)は思想上の神に屬す。而して上に擧げたる四箇の場合は、此の二種の思想の双方を含みたるに外ならざるの意義も亦之を以て明とならん。是によりて高皇產靈神と大御神との關係を考察するに當りては、造化神として及び、祖先神としての高皇產靈神を考究するの最も重要な意義を有する所以を知るべし。

第二。祖先神としての高皇產靈神の尊崇を觀察するによりて、我が國上代に行はれたる祖先崇拜の風儀を想像することを得べし。我が國の祖先崇拜は、儒教の渡來以後に於て初めて起りたる所にして、此の風儀の起原の頗る後代に在りと考ふる學者多けれども、高皇產靈神に關する傳説は、必ずしも直に此の如く一概に斷じ難きことを明にするもの多し。神代卷に伊邪那美神を祖先として祭る風習を傳

へたるも同様にて、此の如きは後代の思想を反映したるものと考へ得べき所なれども、かゝる風習が突如として作られたるを信すること固より難し。(儀式は神話傳説に先んずるとする學者亦尠からず)加之本論引く所の大御神の齋鏡に關する詔勅に「此の鏡は専ら我が御魂となして、吾が前を拜くが如くいつきまつれ」とあらはるゝ思想の如きも、亦同様に上代日本人の祖先崇拜を考ふる資料として、甚だ貴重なるべし。祖先の死後に其の祖先が、尙ほ靈的に生きて現存せりてふ信仰は、祖先の死後に於て尙ほ生けるが如く其の祖靈に就て物語り、若くは仕へたる儀式として其の例證甚だ多し。大御祖としての大御神の靈に婦人の神衣を獻じ、(神衣祭祝詞參照)我が國最古の儀式を代表する大嘗祭に生ける御祖先に捧ぐると同様の御神座御履物の類に至るまでをも設備し、御祖先たる大御神の召し上がると全く同様の御神饌を調へ天皇の親祭せらるゝにても明かなるべく、祖先の靈の永遠に生きて現存せるものと古くより信じて之を崇祭したること明かなり

(神今食及び神靈祭式參照) 祖先としての高皇產靈神に就ても亦同様の信仰を認むるなり(鎮魂祭祝詞參照)。

次に造化神としての高皇產靈神を通してあらはるゝ偉大なる產靈の働に對する信仰に就ては上に述べたる所の如し。此の信仰は蓋し上代人の精神の働に創造的積極性を與ふるものにして造化神としての此の神の靈的活動は生成繁榮を齎らすものと信せられたり。(哲學的には此の產靈の精神を以て、建國の根神となれる大精神として説き得るまでに此の神の働きは、建國神話の構想に向つて重要な材料を提供したるを注意すべし。)而して此の二つの思想の系統の結合たる造化神を祖先神とする思想の中には(一己を造るものは父母及び祖先なりとする思想(二)生命を與ふるものは生命なり)と云ふに同じ)と(二人の生命は天地萬物に生命を與ふる造化神によりて與へられしとする思想)とを認むるを得べし。(此の思想は奥儀抄其の他にもあらはる。又人の靈は神の靈と本質に於て一體とし(分靈説)天御中

主神兩產靈神と天照大御神とを一にする思想(一體三現説)をも生ずるに至りたり。

此の造化神としての高皇產靈神を、其の根本觀念に於て矛盾せる人間神と結びて傳ふるてふことは、後世に於て益々顯著となれる神人教的性質の一兆象として之を觀察するを得ん。而して是れ天照大御神が神の御子であり、天津神であると共に又皇祖におはし坐すと其の觀念を同くす。

第三。次に最も注意を要すべきは、產靈の働の破壊にあらずして生成に在り。而して其の生成は神性の善なる諸神を生み出して、其の功業を助くるも、同様に邪惡の諸神を生み出して、其の曲事を助くるの傳へを有せざることなり。而して其の化育生成は獨り個々人の爲のみにあらずして著しく社會民衆の幸福の爲にあらはれたることなりとす。是れ此の神の尊み仰がるゝ所以にして、崇高善美なる天照大御神との關係を考察するに於て忘るべかちざる所なり。此の性質は產靈の神

の諸々の働き及び形を通して認むるを得べし。此の神の屬性が部分的に民間信仰中に取り入れらるゝに至りたる後も、戀愛、結婚、出産、播種、收穫等人間生活の現象に無限に深くあらはるゝ生の神祕を産靈の力の現はれと見たること以上記述する所を以て之を推察するに足るべし。

第四。高皇産靈神を以て大御神の御祖先とし若くは祖先神にして同時に造化神とする傳へ以外に於て人間以上の造化神として之を崇拜したること竝に大御神が此の神を祖神として仰ぎ重んぜられたる傳へあること上述の如し。天照大御神が神を祭り給ひし如く人も亦神を祭り、神を崇拜するは「青人草習へや」とあるに従ひて、神習ふ所以なり。是れ蓋し「日の神の道」と云ひ、(山崎闇齋、伴部安崇等)或は『直毘靈』に「天照大御神の天津神より受け持ち傳へ給ひたる道」とある神ながらの思想の流れの源泉として考ふるを得ん。

造化神として或は大御神の御祖先としての高皇産靈神を、大御神の背後に持つ

てふ信仰は、恰も皇御孫命の背後に大御神を持つが如し。大御神の後として大御神に神習ふによりて、皇御孫命は靈神的に現人神とせられ、其の詔勅の神聖視せらるゝと同様に、大御神が又神を祭り其の神意を重んぜさせらるゝてふことは、又大御神の詔勅をして單に人間的に考へられし皇祖の詔勅とすることなくして、よく之を神聖視せしめ、宗教的に信仰せしむるの重要意義を有す、即ち之は皇祖たる大御神の神意をあらはすのみならず、又大御神の尊崇せらるゝ尊き神の神意に合すとするに重大の意義あるを知るべし。神ながらの道に従へば大御神の後にあらせらるゝ天皇を尊崇すると共に一般國民は、なほ其の天皇の崇むる神を崇めざるべからずとするに至る意も亦これによりて自ら明らかなりと云ふべきなり。(皇祖としての大御神の權威は高皇産靈神の崇拜によりて寸毫も減殺せられざるのみならず、却て益々其の權威を増すべく、又皇祖としての大御神と高皇産靈神との關係を説ける此の考察が、他方に於て實在神としての大御神の觀念を發達せ

しむるを妨げざることいふ迄もなかるべし。

最後に一言附加すべきは、此の如く古典の上に顯著にして且つ重要な高皇産靈神が、何故に割合に世人によりて注意せられず、又祭られざるかの問題なり。高皇産靈神が鎮魂祭神としては八神中の第一に數へられて世々宮中に祭られ、又宮中以外に於て神の天の處々に祭られたること顯宗天皇紀、延喜式などに見えたること上に述ぶるが如し。然れども此の神の世人によりて比較的注意せられず、又次第に祭られざるに至りしは、造化神の如き、産靈の原理を神化したる如き考は通俗人の宗教的要求を充す、日用の糧としては餘りに哲學的なりしこと、此の高皇産靈神が諸種の産靈神として、種々の形に分裂したるが爲に其の本來の産靈神としての偉力の弱められたるべきこと、又此の神の屬性の一部分が餘りに通俗的に廣まりて到る處に存するが爲に却て無きと同様に注意せられざるに至りしも一因たらん。然れども他面に於ては此の神は、鎮魂祭神の重なる神として宮中

に祀られて今日に至るのみならず、後世に及びては此の神の本質たる創造化育生成の積極的靈能は實際的に天照大御神の靈能中に内在的に入り加はり、皇御孫命及び天津日嗣を守り或は一般民衆の爲に働く大御神の靈德其のもの、中に在りて、大御神と一體となれるが如き親密なる關係を生ずるに至りたるならむ。此の點より考ふるも又吾人は此の二神の親密なる關係を傳ふる古傳に存する甚深の意義を討究するの必要あり。二神の關係を物語る傳説及び信仰の中に、此の如き意義を討ぬることによりて皇祖天神としての天照大御神の權威及び神德に關する歴史的信仰の根柢は又此の高皇産靈神との關係によりて涵養せられたる所大なるものあることを認むるなり。(終り)

昭和十七年十月一日 初版印刷  
昭和十七年十月二十一日 初版發行(1,000冊)

天照大神の神學的研究  
定價貳圓八拾錢

著者 補永茂助

發行者 清水達夫

印刷者 (東京) 矢島印刷所  
(大阪) 矢島勇三郎

發行所 明世書店

配給元 日本出版配給株式會社

(出文協承認)  
あ 150067



東京市神田區淡路町二ノ九

振替東京八三九三三  
電話澁谷三八〇二  
會員番號一三四〇一一

古代國語の音韻 <small>に就文協 いて推薦</small> 橋本進吉 一、三〇	神道と民俗學 柳田 國男 近刊
神道思想史 山田 孝雄 一、〇〇	校本日本靈異記 武田 祐吉 同
増補風位考資料 柳田 國男 三、三〇	神道史大綱 座田 司氏 同
肇國紀傳 武田 祐吉 二、〇〇	日本古代文化序説 大場 盤雄 同
神道綱要 山本 信哉 二、三〇	教學と文化 大倉 邦彦 同
神祇教育と訓練 大倉 邦彦 五、〇〇	國學思想史 野村 八良 同
天照大神 <small>の神學的</small> 研究 補永 茂助 二、八〇	神道と國文學 武田 祐吉 同
興亞の修養 幣原 坦 一、五〇	武士道の精神 橋本 實 同
實冬公記 岩崎小彌太 一、三〇	大東亞戰詔書謹解 小森 嘉一 四、三〇
み民われの信念 小倉 鏗爾 一、三〇	三宅記の研究 三島 安精 近刊
吾妻鏡の研究 八代 國治 三、五〇	莊園目錄 八代 國治 三、〇〇

終